

令和二年度

# 自己点検・評価報告書

学校法人純真学園  
埼玉純真短期大学





令和二年度

自己点検・評価報告書

学校法人純真学園  
埼玉純真短期大学



## 「令和2年度 自己点検・評価報告書」の刊行に寄せて

この令和2年度は前年度に引き続きコロナ感染症(COVID-19)拡散防止対策に追われた年でした。令和2年3月の学位授与式は卒業生のみのお出席で無事挙行できたものの、158名の新入生を迎えた令和2年度入学式は検討に検討を重ねた結果、残念ながら中止をせざるを得ない状況となりました。新入生オリエンテーションの計画も見直しを行い、女性教育会館での学外宿泊オリエンテーションは中止とし、学内でのオリエンテーションに切り替えなければなりませんでした。

このような困難な事態の中で始まった令和2年度の授業においても、本学の教職員は「学生にとって最善の教育を」を第一義に考え、行動してくれました。このコロナ禍が今後も続くであろうと予測し、次年度からのオンライン授業を取り入れる授業実施の必要性を認識しました。そのために機器等整備の補助金申請を行い、オンライン授業実施に対応できる設備を設置しました。

このような例年実施してきた行事日程などを大幅に変更せざるを得ない状況下でも、学生中心の授業実施の考え方がブレることなく、全教職員が一致して取り組んでくれました。世間で良く言われている「困難に遭遇した時こそ、組織や個人の本当の姿が現れる」ことを証明したような年でもありました。このような教職員の意識と行動が、入学者数減少傾向の続く状況下でも、本学が令和3年度入学定員(150名)を確保できている大きな要因だと考えております。

近年、大学を取り巻く環境と大学教育への期待も、多様化し大きく変化しています。このような変化の中で、学園訓に則った3つのポリシーを基本とした本学運営や、教育活動を改善し向上させつつ、時代の変化をできる限り早目に察知して、先取りしていかなければ、本学の存在が危うくなるものと考えております。そのためにも「学生のためにより良い教育を」を目標に、教職員が懸命に取り組んできた1年間の取り組みの自己点検と評価を行なっています。このことを外部評価委員の方々に客観的に評価をいただくことは、今後の本学の取り組みに非常に重要なことと捉えております。その評価結果とご指摘を真摯に受け止め、組織的に取り組んでいる教育・運営活動を、さらに改善・改良し発展させていかなければならないと考えています。

大学としての使命を果たすために、本学の教育目標と目的をできるかぎり具体的に示し、教育活動と大学運営に取り組むことが重要であると考えております。そのためにも、教職員全員が情報共有を確実なものとし、意思疎通を通して大学運営に必要な知識や技術を身につけ、それぞれの担当分野で業務の見直しを行い、質向上を目指していくことが最重要と考えています。

このことをいっそう徹底するために、本学では毎朝の打ち合わせや会議などには、教職員全員参加を基本とし、教職員がともに互いの活動状況を把握し、積極的に相互協力が可能となるようにしております。このような授業や業務への取り組みに対し第三者的見地から、ご意見やご指摘をいただくために、自己点検・評価委員会が中心となり、教職員全員が手分けをして、毎年、この自己点検・評価報告書を作成しております。すべての物事には「出発点」があり「到達点」があります。未来の選択において最も重要なことは、歩んできた過去を振り返り、客観的に評価し、未来を見据えて、改善することだと考えます。

これからも学園創設者福田昌子博士が掲げた「気品・知性・奉仕」の「建学の精神」や「三つのポリシー」に基づいた「高い知性と豊かな情操とをもって、社会、家庭に歓迎され、敬愛される良識ある女性を訓育する」ことに取り組んでまいりたいと考えております。

## 目 次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	20
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	24
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	30
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	30
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	41
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b>	55
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	55
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	67
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	70
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	75
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	75
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	80
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	83

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、埼玉純真短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年 12月 20日

理事長

福田 庸之助

学長

藤田 利久

A L O

小澤 和恵

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

表1 <学校法人純真学園の沿革>

昭和31年2月	福田昌子、学園用地その他私財を寄付し、学校法人純真女子学園を設立
昭和31年4月	純真女子高等学校を開校
昭和32年3月	学校法人名を福田学園に改称
昭和32年4月	純真女子短期大学（国文科を設置）開学、 福田昌子、初代学長就任
昭和41年4月	純真中学校開校 純真女子短期大学附属じゅんしん幼稚園開園
昭和42年4月	東和大学（工業化学科・電気工学科）開学、 福田昌子、初代学長就任
昭和43年4月	純真女子高等学校を東和大学付属東和高等学校と改称
昭和51年1月	福田敏南、学校法人福田学園理事長に就任
昭和54年4月	東和大学付属昌平高等学校開校
昭和58年4月	埼玉純真女子短期大学開学（英語学科・児童教育学科・幼児教育学科第二部）福田敏南、初代学長就任
平成12年2月	福田庸之助、学校法人福田学園理事長に就任
平成13年11月	純真女子短期大学附属幼稚園閉園
平成19年4月	学校法人名を純真学園と改称
平成19年4月	純真女子短期大学が男女共学化、純真短期大学と改称
平成19年4月	埼玉純真女子短期大学を埼玉純真短期大学と改称
平成19年4月	東和大学付属東和高等学校を純真高等学校と改称
平成19年4月	東和大学付属昌平高等学校を学校法人昌平学園へ移管
平成22年3月	埼玉純真短期大学・純真短期大学、第三者評価適格認定
平成22年10月	純真学園大学設置
平成23年4月	純真学園大学開学
平成23年10月	東和大学閉学
平成23年12月	純真保育園設置
平成24年3月	純真中学校廃止
平成24年4月	純真保育園開園
平成25年3月	埼玉純真短期大学、第三者評価適格認定
平成27年3月	純真短期大学、第三者評価適格認定
平成28年3月	保育園事業（純真保育園）を社会福祉法人晶（きよら）へ事業譲渡
平成30年4月	純真学園大学大学院保健医療学研究科開設
平成31年3月	埼玉純真短期大学認証評価適格認定

埼玉純真短期大学

表 2 <埼玉純真短期大学の沿革>

昭和 58 年 4 月	埼玉純真女子短期大学開学（英語学科・児童教育学科・幼児教育学科 第二部） 福田敏南、初代学長就任
平成 12 年 2 月	福田順忠、第 2 代学長就任
平成 12 年 12 月	中澤 鐵、第 3 代学長就任
平成 16 年 4 月	学科及び専攻課程の名称を変更 ・英語学科→英語コミュニケーション学科・児童教育学科→こども学科 ・幼児教育学科第二部→乳幼児保育学科第二部 ・初等教育学専攻→こども学専攻・幼児教育学専攻→乳幼児保育専攻
平成 17 年 4 月	こども学科専攻（こども学専攻、乳幼児保育専攻）を廃止 入学定員変更、 ・英語コミュニケーション学科：100 人→50 人 ・こども学科：100 人→150 人
平成 18 年 4 月	英語コミュニケーション学科募集停止
平成 19 年 4 月	埼玉純真短期大学に校名変更、 乳幼児保育学科第二部募集停止 藤田利久 第 4 代学長就任
平成 19 年 8 月	平成 19 年度文部科学省委託事業 「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」採択
平成 20 年 3 月	英語コミュニケーション学科廃止
平成 20 年 8 月	教員免許更新制に伴う予備講習実施
平成 21 年 4 月	埼玉純真短期大学 外部評価委員会 設置
平成 22 年 3 月	第三者評価適格認定（財団法人短期大学基準協会） 乳幼児保育学科第二部廃止
平成 22 年 5 月	羽生市「学びあい夢プロジェクト」協議会 発足
平成 23 年 4 月	入学定員変更、こども学科：150 名→120 名
平成 24 年 3 月	福田敏南初代学長・第 2 代理事長の顕彰碑除幕 中庭にカフェテリア設置 文科省「教育研究活性化設備整備事業」に採択 子ども支援センター設置
平成 24 年 5 月	創立 30 周年を祝う会開催
平成 25 年 3 月	学生食堂周辺整備、 ・学生食堂調理室改装 ・渡り廊下をバリアフリーへ改装、 木のこ（多目的教室）完成
平成 25 年 3 月	第三者評価適格認定（第 2 クール）（財団法人短期大学基準協会） 千葉敬愛短期大学との相互評価実施

埼玉純真短期大学

平成 26 年 3 月	入学定員変更：子ども学科：120 名→150 名 ・理科実習室を教養実践室へ改装、 ・私立学校施設整備費補助金（ICT 活用推進事業）交付 ※各教室プロジェクター取り付け
平成 26 年 8 月	学習棟教室暖房機ガス化
平成 26 年 11 月	羽生市と埼玉純真短期大学との地域連携協力に関する協定書の締結
平成 26 年 12 月	埼玉県立誠和福祉高等学校と高大連携に関する協定書の締結
平成 27 年 2 月	埼玉県立進修館高等学校と高大連携に関する協定書の締結
平成 27 年 3 月	スタッフルーム（旧図画工作研究室）と保育実習室（旧 302 教室）改装
平成 27 年 9 月	山村学園短期大学との相互評価実施
平成 27 年 11 月	埼玉県立羽生第一高等学校と高大連携に関する協定書の締結
平成 28 年 3 月	平成 27 年度 私立大学等改革総合支援事業 タイプ I 教育の質的転換「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」により教室整備（アクティブ・ラーニング）
平成 28 年 9 月	岩国短期大学と相互評価を実施
平成 29 年 3 月	平成 28 年度 私立大学等改革総合支援事業 タイプ I 教育の質的転換「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」により教室整備（アクティブ・ラーニング）
平成 29 年 3 月	インドネシア共和国バリ州 STIBA Saraswati, Denpasar. （サラスワティ外国語大学）と交流協定締結
平成 29 年 10 月	行田市教育委員会と埼玉純真短期大学との地域連携協力に関する協定書の締結
平成 30 年 3 月	インドネシア共和国バリ州 Universitas Pendidikan Ganesha（国立ガネシャ教育大学）と交流協定締結
平成 30 年 5 月	学習棟学生用トイレ改装（第一期）
平成 30 年 11 月	平成国際大学・ものづくり大学との 3 大学連携協定締結
平成 31 年 1 月	ものづくり大学と本学との共同事業（おひさまランドへ教室改装）
平成 31 年 3 月	認証評価受審（適格認定受理）（財団法人短期大学基準協会）
令和元年 6 月	研修棟 空調機器更新工事（第一期）
令和元年 6 月	研究棟 改修工事（防水対策）
令和元年 6 月	研修棟 トイレ改装工事（第二期）
令和元年 11 月	ピアノ個人レッスン室 防水対策・リニューアル
令和 2 年 1 月	学内情報機器の更新（Windows10 対応）
令和 2 年 2 月	206 教室塗装（壁面）
令和 2 年 3 月	学生ロッカー入替え
令和 2 年 8 月	学習棟 空調機器更新工事（第二期）
平成 3 年 1 月	ものづくり大学との共同研究プロジェクトにより「キッズハウス」設置
令和 3 年 3 月	私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金交付により（オンライン授業対応 ICT 機器の整備）



(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

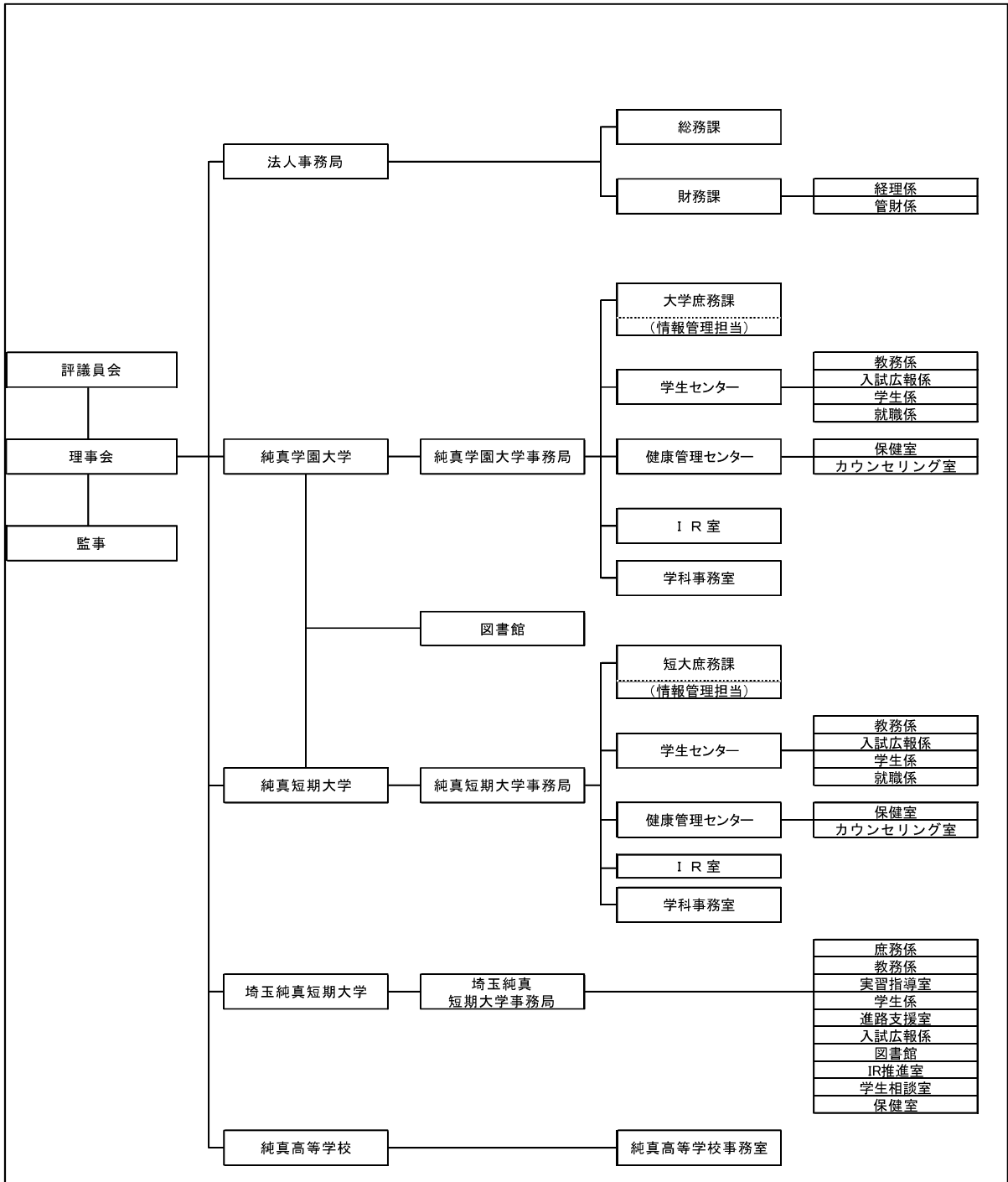
- 令和2年5月1日現在

表3

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
純真学園大学 大学院	○筑紫丘キャンパス 福岡県福岡市南区 筑紫丘一丁目1番1号 ○百道浜キャンパス 福岡県福岡市中央区 地行浜一丁目8番1号	12	24	23
純真学園大学	同上	295	1,125	1,212
純真短期大学	同上	180	360	297
埼玉純真短期大学	埼玉県羽生市下岩瀬430番地	150	300	329
純真高等学校	福岡県福岡市南区 筑紫丘一丁目1番1号	230	770	797

(3) 学校法人・短期大学の組織図

図1 学校法人純真学園 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の立地する埼玉県羽生市と隣接する行田市、加須市の人口推移は、表4の通りであり、いずれの市も人口が減少傾向にある。

表4 立地地域の人口動態 (単位：人)

立地地域の人口動態 (各市の広報誌より)			
	羽生市	行田市	加須市
平成28年4月1日	55,589	83,249	114,082
平成29年4月1日	54,495	80,858	111,598
平成30年4月1日	55,087	81,751	113,503
令和元年4月1日	54,958	81,187	113,165
令和2年4月1日	54,584	80,506	112,897

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合 (下表)

本学が立地する埼玉県北東部及び茨城県西部地域で、幼児教育の専門養成機関は本学が唯一であり、本学に寄せられる期待は大きい。これにともない、本学の入学者は県内はもとより、茨城県西部、栃木県南部、群馬県東部からの出身者も多い。

また、通学のための交通機関は、東武鉄道伊勢崎線及び秩父鉄道の羽生駅が最寄り駅であり、これらに接続するJR宇都宮線（久喜駅で東武鉄道伊勢崎線に乗り換え）JR高崎線（熊谷駅で秩父鉄道線に乗り換え）の両線からも通学が可能である。

さらに、羽生駅からは本学の無料スクールバスの運行に加え、令和2年度から公共バスが本学内に乗り入れ、学生は無料で乗車できる（費用は本学負担）ことになった。

表5 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合  
(単位：人、パーセント)

地域	28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
埼玉県	93	68.9	96	74.4	90	68.2	124	72	118	74.7
茨城県	12	8.9	13	10.1	19	14.4	12	7	10	6.3
栃木県	15	11.1	13	10.1	9	6.8	13	7.6	13	8.2
群馬県	9	6.7	5	3.9	8	6.1	18	10.4	12	7.6
千葉県	0	0	0	0	0	0.0	0	0	2	1.3
新潟県	1	0.7	1	0.8	0	0.0	1	0.6	0	0.0
福島県	5	3.7	1	0.8	5	3.8	2	1.2	1	0.6
ほか	0	0	0	0	1	0.7	2	1.2	2	1.3
合計	135	100	129	100	132	100	172	100	158	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

□ 過去5年間について記載してください。

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況
- 短期大学所在の市区町村の全体図

本学が立地する埼玉県羽生市は、昔から農業と被服の町と言われている。特に被服関係は、足利、伊勢崎に続く絹織物の産地につながり、昭和40年代までは活況を呈していた。しかし、被服、特に縫製関係の仕事が低賃金の新興国に移管されていくのに伴い、市内の主要産業であった被服関係の職場が激減した。

現在では、藍染を中心とした伝統産業・衣料・精密機械工業などが農業とともに産業の中心となっている。また、市内に高速道路のインターチェンジが有り、また2本の主要国道（国道122号線・125号線）が通っていることから、近年、物流の拠点として流通業も着目されている。

図2 短期大学所在の市区町村の全体図



(Google より)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

表 6 各基準の三つの意見

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
1) 基準Ⅳ「テーマC ガバナンス」 財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書、監査報告書を福岡法人本部だけでなく当該短期大学にも備えることが望ましい。
(b) 対策
上記の指摘された書類については埼玉純真短期大学の事務室（事務局長管理）として備えることとした。
(c) 成果
上記の書類について必要なおりに閲覧が可能となった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応「早急に改善を要すると判断される事項」
1) 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 「テーマB 教育の効果」 建学の精神、教育目的を踏まえた学習成果が明確に定められていないので、早急に定められることが望まれる。また、学習成果を幼稚園教諭免許状の取得や保育士資格の取得で測定できるとしていることも検討が必要である。
2) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 「テーマA 教育課程」 科目の学習成果は定められているが、その積み重ねとなる学科あるいは大学の学習成果が不明確であり、早急に検討すべきである。
(b) 改善後の状況等
1) 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「テーマB 教育の効果」

この指摘に対しては、学習成果を明示したうえで、本学Webサイト「こども学科」の「こども学科における学習成果」に掲載した。また、教科目についてはルーブリックでの学習成果の確認を行っている。

学習成果の評価指標は機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルに記載しているが、今後、学習成果とその測定についても作成していく。

2) 基準II 教育課程と学生支援

「テーマA 教育課程」

この指摘に対して学科あるいは大学として学習成果を明確にし、早急に作成し、ホームページでも公表した。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

表9

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況
なし

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和2年5月1日現在

① 教育情報の公表について

表10

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉純真短期大学パンフレット</li> <li>公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>
2	卒業認定・学位授与の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉純真短期大学パンフレット</li> <li>公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>
3	教育課程編成・実施の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉純真短期大学パンフレット</li> <li>シラバス</li> <li>学生便覧</li> <li>公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>

埼玉純真短期大学

4	入学者受入れの方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生募集要項</li> <li>・ 公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>
5	教育研究上の基本組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/staff_list/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/staff_list/</a>
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生募集要項</li> <li>・ 公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉純真短期大学パンフレット</li> <li>・ シラバス</li> <li>・ 学生便覧</li> </ul>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生便覧</li> <li>・ 公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉純真短期大学パンフレット</li> <li>・ 学生便覧</li> <li>・ 公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生募集要項</li> <li>・ 公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/examination/procedure/">https://www.sai-junshin.ac.jp/examination/procedure/</a>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉純真短期大学パンフレット</li> <li>・ 学生便覧</li> <li>・ 公式ウェブサイト</li> </ul> <a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>

② 学校法人の財務情報の公開について

表 1 1

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	・ 法人公式ウェブサイト <a href="http://www.junshin.org/sougou_johokokai/">http://www.junshin.org/sougou_johokokai/</a>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

「埼玉純真短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき、厳正に取り扱っている。運用は、伺書や誓約書の提出を求め、事務局長の監督の下、適正な支出を行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

「令和2年度 自己点検・評価委員会」の担当者と執筆構成員を、表 12 に示す。

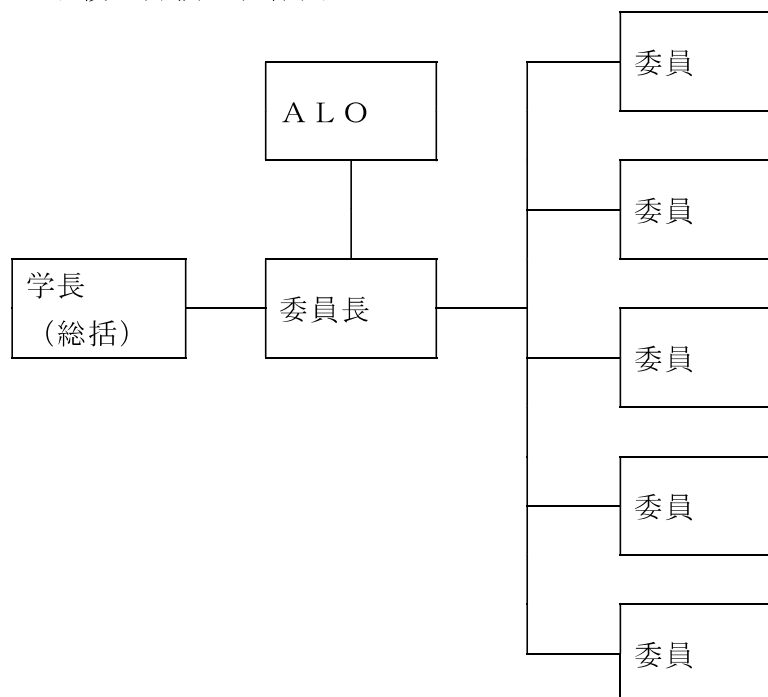
表 1 2 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

	氏 名	役 職
総括	藤田 利久	学長
A L O	小澤 和恵	こども学科長 教務部長
委員長	細田 香織	自己点検・評価委員長 FD&SD推進委員長
副委員長	金子 智昭	こども学科講師
委員	上原 典子	事務局長
委員	大山 富一	アドバイザー
委員	平井 厚志	入試広報委員長・アドバイザー
委員	金 美珍	こども学科講師
委員	小澤 俊太郎	こども学科講師
委員	中村 周	事務局係長（進路支援）



委員	大澤 尚子	庶務係
執筆（学生部担当）	高橋 努	学生部長
執筆（進路部担当）	持田 京子	進路支援部長

図3 自己点検・評価の組織図



学長のリーダーシップの下「自己点検・評価委員会規則」に基づき、「自己点検・評価委員会」を設置している。(表12, 図3)

自己点検・評価委員会を必要に応じて開催し、自己点検・評価報告書のとりまとめや進捗状況の確認、内容の検討を行っている。また、定例教授会で進捗状況を報告し、内容の最終確認を行っている。

毎年、成果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、ウェブサイト「自己点検・評価」(<https://www.sai-junshin.ac.jp/appraise/>)において公開している。さらに、本報告書を基に外部評価委員会を開催し、学外者によるチェック体制も整えている。

平成30年度の、認証評価を受け「適格」判定をいただくまでの取り組みを通して、本学の評価される点と共に、課題も浮き彫りとなった。令和2年度は、特に下記の2つについて改善のための取り組みを行った。

- ① 細部にわたるエビデンスをより強化すること。
  - ・委員会ごとで取ったアンケート調査について、早い段階で結果を分析・検討、エビデンスとして活用し、次年度に生かしていくこと。
- ② 大学の主体的な改革・改善に繋げるために、学内の各組織の取り組みの連携を強め、循環させ、有意義に活用していく流れを作ること。

上記2項目について改善を図るため、昨年度からFD&SD研修会の取り組みを改革し、自己点検に生かせるような形式に変更した。具体的には、各委員会内で取ったアンケートを検討・分析し、FD&SD研修会における発表の際に学内全体で共有し、改善を図る取り組みなどである。FD&SD研修会の発表事項と自己点検の内容をより連携するものとし、自律的に成長できるものへの変換を志した。

この改革の良かった点として、年度内にアンケートの分析・評価・発表を行う機会を作ったことで、当該委員会が次の目標を明確に定めることができ、運営に資することができた点である。

昨年度の課題点として、発表準備を一人が請け負ってしまった委員があったため、今年度は委員長にはより公平で、適切な役割分担をお願いした。今後も、組織全体の向上のために「自己点検」と「各委員会」・「各部署」と「FD&SD研修」が互いにより効果をもたらすような循環を生み出せるよう進めていく。

表1-3 自己点検・評価報告書完成までの活動記録 令和2年（平成元年度版）作成

自己点検・評価委員会の活動記録	
年 月 日	内 容
令和2年6月17日	自己点検報告書 作成依頼メール送信 執筆分担含む
令和2年9月22日	自己点検・評価報告書 第一次ドラフト 全体原稿完成
令和2年9月29日	原稿のチェック、書き直しの依頼等
令和2年10～3月	各執筆者による原稿の書き直し、最終チェック等
令和2年3月5日	外部評価委員会に用いる 資料の内容確認
令和3年3月12日	自己点検・評価報告書 完成版 入稿
令和3年3月20日	最終稿 印刷完了 外部評価委員に届ける（訪問）

\*今年度は、新型コロナウイルスの関係で対面での外部評価委員会は開催せず、委員の皆様にご自己点検・評価報告書をお読みいただいた上で、評価表を回収する形とした。

### 【基準I 建学の精神と教育の効果】

#### [テーマ 基準I-A 建学の精神]

##### <根拠資料>

- ・ 学園訓
- ・ 大学案内 [令和2年度]
- ・ ウェブサイト「大学案内」<https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/>
- ・ 学生便覧
- ・ シラバス
- ・ プレカレッジシラバス
- ・ 自己点検・評価報告書
- ・ 公開講座リーフレット

- ・ 子ども大学はにゅう事業報告
- ・ 子ども大学はにゅう活動記録
- ・ 研究セミナー報告書
- ・ 子ども支援センターリーフレット
- ・ 高校生「学び」夢プラン実施要領
- ・ 「中学生のためのオープンカレッジ」リーフレット
- ・ 羽生市と埼玉純真短期大学との地域連携協力に関する協定書
- ・ 行田市教育委員会と埼玉純真短期大学との地域連携協力に関する協定書
- ・ 埼玉純真短期大学と埼玉県立誠和福祉高等学校との高大連携に関する協定書
- ・ 埼玉純真短期大学と埼玉県立進修館高等学校との高大連携に関する協定書
- ・ 埼玉純真短期大学と埼玉県立羽生第一高等学校との高大連携に関する協定書
- ・ 埼玉純真短期大学・平成国際大学及びものづくり大学の連携協力協定書
- ・ 3市（羽生市・行田市・加須市）、1商工会議所、3商工会、3大学連携協力協定書

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学では**学園訓**「気品・知性・奉仕」を建学の精神とし、「人間性豊かな信頼される保育者」養成を目指して学生教育に取り組んでいる。また教育理念の実現のため本学の教育においては「学園訓」のそれぞれを行動目標として本学の教育理念・理想を明確化し、この建学の精神に裏付けられた保育者養成の実現に向けた教育を行っている。

学則第1条に「本学は教育基本法に則り、学校教育法の定める短期大学として、学術の理論及び応用を研究教授するとともに、学校法人純真学園の建学の精神に基づき、健康にして良識ある人格高き社会の指導的人物を養成し、地域の発展に寄与することを目的とする」と本学の目的を示している。また、教育基本法第6条には「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって」とあり、私立学校法第1条に「私立学校の特性にかんがみ、この自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」とあるとおり、私学である本学は教育機関としての自主性と共に、公共性を有している。この公共性が本学に求められていることや保育者として社会（地域）を強く意識しなければならぬことも機会があるごとに教職員間で確認している。

この建学の精神「気品・知性・奉仕」を教職員や学生をはじめとして、保護者や高校

生、そして広く外部に対しても表明し、理解を促すために、**大学案内**などの発行物や本学の**ウェブサイト**に公開している。また、学内では学生昇降口をはじめ教室や会議室など至る所に学園訓の額を掲示するとともに**学生便覧**や**シラバス**に記載するなど、常に建学の精神を意識して教育と学習に取り組むようにしている。特に学生に対しては、日常の授業においてはもちろん、本学受験前のオープンキャンパスや進学説明会、合格後の入学予定者対象**プレカレッジ**（入学前教育）から、入学式や入学後の新入生オリエンテーション及び「入門ゼミⅠ・Ⅱ」（フレッシュマンセミナー）などにおいても「学園訓」の重要性を確認し共有している。

さらに「学園訓」に則った自発的・積極的に行動することを学生に求めるためにも、定期的に建学の精神を確認し共有を図っている。教職員は拡大教授会で、学生は各学期オリエンテーションなどで、「学園訓」を確認するとともに、この建学の精神に基づいて「信頼される幼児教育者」への道を歩んでいくよう指導している。

「学園訓」に基づいた「信頼される保育者」を養成するために、教職員が建学の精神である「学園訓」に基づいた教育と指導を行っているかどうかを常に意識することが重要であると考えている。そのため教職員が日ごろから学園訓を意識した教育活動や業務を行っているかどうかを確認する機会として、同時に毎年1年間の取組みを総括する意味を含めて毎年「**自己点検・評価報告書**」を作成している。

#### [区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準Ⅰ-A-2の現状>

本学は地域連携を重視し、地域に貢献する短期大学（コミュニティーカレッジ）としての役割を標榜して、地域社会を重視した教育活動を行っている。しかし、令和2年度はコロナ感染症拡散防止のため、ほとんどの活動を自粛せざるを得なかった。

例年の活動を例にとるならば、「**市民公開講座**」を毎年6月～9月に開催し、市民はじめ広く地域を超えた多くの方々に参加をしていただき好評を得ているが、この公開講座も令和2年度はコロナ禍の状況にあり、多数の方が来学することで感染のリスクが大きくなることを避けるためやむをえず中止とした。

その他例年の生涯学習のための事業としては、平成22年から羽生市教育委員会の協力のもとに発足した「羽生市学びあい夢プロジェクト協議会」の事業のひとつである交流授業がある。ここでは、市内の保育所、幼稚園、児童福祉施設、小学校、中学校、

高等学校や関連教育機関と連携した教育事業を展開している。

また、小学生の学びの場「子ども大学はにゅう」は、羽生市教育委員会生涯学習課、羽生ロータリークラブ、羽生青年会議所、羽生市青少年相談員協議会と本学が実行委員会を構成し、市内の小学校4年生～6年生の児童を対象とし、生涯教育の糸口として「学びに興味を持つ」「学びを楽しむ」「学びを喜ぶ」ことを目的に授業を組み立てている。平成23年度からは、「はてな学」「生き方学」「ふるさと学」の3つのコンセプトで、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供し、地域の児童の健全育成を図っている。これには地域の学校をはじめ企業からも講師派遣や見学などのご協力をいただいている。本年度は、従来、秋に開催していたものを、小学生の夏季休業中に実施することとし準備を進めていたが、公開講座同様、コロナ禍のため開催を中止した。

発達障害・特別支援教育の「**研究セミナー**」は、平成23年に第1回研究会を開催し、令和元年11月に第9回のセミナーまで毎年継続して開催してきた。令和2年度は第10回の記念大会として、講師の依頼等も行い、準備を進めていたが、他の事業同様、コロナ感染症の拡大を危惧し、中止するに至った。

「地域連携センター」の事業については、教職員の学校等への派遣や小中高生の受け入れ、学生ボランティアの派遣等において、教育関係機関や行政機関との連絡調整に当たり、地域に貢献する短期大学を実践している。今年度は、コロナ禍の影響で各事業が中止される中、近隣の鴻巣市の「子ども大学こうのす」への講師派遣や市内小中学校への巡回指導が行われた。

次に正課授業の開放であるが、本学は基本的に平常授業見学を外部に常時公開している。また、埼玉県私立短期大学協会と埼玉県高等学校進路指導研究会が合同での実施の「**高校生（学び）夢プラン**」も毎年開催し、高校生の通常授業参加を促している。さらに、この夢プラン実施日当日、近隣の羽生市・加須市・行田市の中学生を対象とした、「**中学生オープンカレッジ・公開授業**」も開催し、中学生が本学学生と一緒に講義を受け、進路選択検討等のキャリア教育となっている。しかしながら、これらの事業は、すべてコロナ禍のため中止に至った。

地域・社会の地方公共団体、企業（当）、教育機関及び文化団体等との協定の締結・連携については、「地域との連携なくして埼玉純真短期大学は存在しえない」との考えから、提携を結ぶとともにボランティア活動などを通して、地域協力・貢献活動を推進している。

行政との関係では、平成26年11月に、地域貢献への取り組みをさらに加速させるために、羽生市との間で「**羽生市と埼玉純真短期大学との地域連携協力に関する協定書**」が調印され、これまでの文化・教育・福祉の分野での協力のほか、まちづくりや産業振興などについても、地元自治体との協力の幅を広げる包括的な地域連携協定を締結した。例年12月に「埼玉純真短期大学と羽生市の地域連携推進会議」が、羽生市から河田市長や秋本教育長はじめ各担当部長、本学から学長、学科長、各部長、事務局長とアドバイザーが参加して行われ、地域連携について報告や今後の取り組みが話し合われるが、今年度はコロナ禍のため会議は中止された。このような状況ではあるが、市内唯一の高等教育機関として、各種審議会等の委員に推挙され、専門職、学識経験者

としての意見を書面等で求められている。平成29年10月には、近接する行田市教育委員会との間に「**行田市教育委員会と埼玉純真短期大学との地域連携協力に関する協定書**」が調印され、連携する地域の拡大を進めている。

商工業との関係では、羽生ロータリークラブや羽生青年会議所と共に「子ども大学はにゅう」の運営を行っている。また、中小企業家同友会とも**3市、1商工会議所、3商工会、3大学連携協力協定書を結ぶ**などで連携を深めている。

教育機関との連携については、平成26年12月に埼玉県立誠和福祉高等学校と、平成27年2月に埼玉県立進修館高等学校と、平成27年11月に埼玉県立羽生第一高等学校とそれぞれ「**高大連携に関する協定書**」を調印した。これは高等学校に在籍する生徒の資質の向上や、将来の職業選択の参考になるよう、本学と高等学校が協力するとともに、双方の教員の交流を通じて、教育の質の改善を目指すもので、地域の教育力の向上に寄与するものと考えている。令和2年度は1回目の緊急事態宣言解除から2回目の発令までの間に、例年に比べ極端に数は少ないが、誠和福祉高等学校保育系列の2年生生徒を対象に、来学して講義受講が1日、本学教員の高校への出前授業が1日行われた。埼玉県立進修館高等学校は、「子どもの発達と保育」の授業で、本学教員が2回にわたり出前授業を実施した。また、羽生ふじ高等学園とは、事業所体験の受け入れと、メンテナンスコース生徒による授業の一環として本学の清掃を行っていただいている。

さらに、平成30年11月には、埼玉県東部地区（旧北埼玉郡）3大学（平成国際大学・ものづくり大学・埼玉純真短期大学）が「法律とスポーツ」・「ものづくり」・「幼児教育」という異なった教育分野の特長を生かし、大学間での学生や教職員の交流から、新しい付加価値を生み出し、それぞれの大学の教育力を高めながら、地域貢献を図ろうとの目的として**連携協力協定**が締結された。本年度の活動は、本学とものづくり大学の共同研究として、中庭にキッズハウスを1棟設置した。幼児の隠れ家としてのキッズハウスを、デザインの適性や幼児への配慮については本学の学生がアイデアを出し、実際の設計及び製作は、ものづくり大学の学生が行うという共同作業であった。この共同研究は、今後、数年は継続していく予定である。また、3大学間で合同研究発表会をオンラインで行った。令和元年度は一堂に会して開催したが、コロナ禍で本年度はオンラインでの開催になった。本学からは表現発表会で演じたオペレッタと影絵が参加した。

各大学は、3大学間で連携図るとともに、それぞれが行政との連携を図ってきたが、商工団体も含め、各自自治体とも連携を図っていこうという機運が高まり、各大学、羽生市・加須市・行田市の担当者、羽生市商工会・加須市商工会・行田商工会議所・南河原商工会の10者が連携を図ろうという話になり、担当者間で対面・オンラインでの会議を進め、11月12日、10者間で連携協力の協定を締結するに至った。この地域は旧北埼玉郡としての歴史があり、今後の連携が期待できる。

特別支援教育関係では、埼玉県教育委員会の要請を受け、県立高等学校3校に対する特別支援教育巡回支援のために、教員を派遣している。羽生市内の小・中学校とは羽生市教育委員会の要請を受けて、本学教員が特別支援教育支援員として中学校3校、

小学校11校のすべての学校へ巡回支援を行っている。

また、小学校1年生の「1日大学入学」は8年目を迎え、羽生市内6校の小学校1年生が「1日大学生」体験を行っている。今年度はコロナ禍で中止とした。

羽生市社会福祉協議会とは、従来からボランティア活動を中心に連携してきたが、一昨年度から、羽生市社会福祉協議会が行っている学生生徒の社会福祉への理解と関心を高めることを目的とした社会福祉奨励事業に参画することになった。「特別支援教育」や「特別支援保育」「手話」等の授業の中では、車いす体験や白杖体験を取り入れている。

ボランティア活動については、羽生市社会福祉協議会と連携しながら活動を行うとともに、学内独自にも活動を行っている。社会福祉協議会との連携では全学生がボランティア登録をし、本学として羽生市ボランティア連絡協議会の会員になっている。地域からの要請も多くあり、これに呼応した形で活発に行われている。ボランティア活動の対応は、専任の職員により一元管理され、ボランティア派遣要請に対しては、受付、学生への周知（掲示等）や諸連絡を行っている。また、授業科目の中に「ボランティア概論」「ボランティア実習」の2科目があり、多くの学生が履修している。参加学生は、参加願と活動報告書を提出することで、学習評価の対象としている。しかしながら今年度は、コロナ禍で行政当局からボランティア参加の自粛の要請があり、地域へのボランティア活動は自粛した。

教職員のボランティアへの参加は、地元自治体から要請された行事に、ボランティア学生を引率して参加するほか、個人的にもさまざまな活動に参加している。

### ＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

本学の建学の精神である学園訓「気品・知性・奉仕」はかなり抽象的であるので、これをどのように理解させるか、さらにこの建学の精神をどこまで具現化し、行動に結び付けることができるかを課題としている。

そのため、これを具体的に表現し、高校生や新入学生に理解させることが必要と考えた。第1回の第三者評価における点検・評価での指摘を機に「気品・知性・奉仕」にそれぞれの行動目標を記した解釈文を付けて具体的な行動目標とした。この結果、教職員はもとより学生や入学前の高校生、保護者にとっても理解しやすいものとなった。これを学生が行動に結びつけるため、教職員自らが学生の手本となるように、学園訓を十分に意識した行動をするように働きかけている。

現在はオープンキャンパスや進学説明会などの受験先決定前に高校生や保護者に対して、いずれの大学を志望するにも「建学の精神」を理解した上で受験することの重要性を伝え、本学受験を考える場合には学園訓を理解した上で臨むよう説明を加えている。さらに合格者には入学前教育（プレカレッジ）において、建学の精神に基づいた本学の教育を学生に理解させるよう、「学園訓をどのように解釈するか」についての課題を与えて、グループワークで意見交換をさせている。このように入学前に本学の学園訓が理解できるように働きかけをしている。

また、地域社会への教育活動を通しての貢献活動の拡充は、地域に愛され、発展を目指す本学にとっては重要な課題であると考えている。現在、本学が高等教育機関として地域社会への貢献活動は、「子ども大学はにゅう」「市民公開講座」「特別支援・発達障がい研究セミナー」をはじめ、羽生市内の全小学校 1 年生のための「1 日大学生」などを継続的に開催している。これらの事業は「羽生市学びあい夢プロジェクト協議会」や羽生市・行田市・加須市教育委員会はじめ地域の高等学校から幼稚園・保育所など、さらには青年会議所・羽生ロータリークラブ・企業の連携や協力を通して実施している。また近隣の 3 大学や 3 高等学校と連携協定を結び、授業実施や教職員学生の交流を通して、地域社会の幅広い貢献活動を目指している。これはさらに 3 市と商工会議所・商工会を加えた形に発展している。この中でも重要と位置付けているのは教職員と学生のボランティア活動の充実である。本学では、学生（授業科目にボランティア概論とボランティア実習）や教職員が「世界キャラクターサミット in はにゅう」をはじめ地域のボランティア活動にも教職員と学生が積極的に参加し、これらを通じて地域社会への貢献を果たしている。これらのことから大きな課題は見つからないが、これからも関係各機関との連携をいっそう深め、現在の活動（特に 3 大学・3 市・4 商工団体連携）をさらに質の高い地域貢献に結び付けられるようにしていかなければならないことも課題といえる。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

建学の精神を共有し、この精神に基づいた教育と学習を進めるために、入学前の学生自身に「学園訓」の自分なりの解釈を考えさせ、建学の精神を常に意識させ、理解させるよう入学前教育（プレカレッジ）でも必修科目と位置付けている。

本学の建学の精神に基づき、地域を愛し、地域貢献の意味を理解したうえで活動に取り組めるように授業科目に「ふるさと学」や「ボランティア概論」と「ボランティア実習」を設け、学生がボランティア活動を通して地域貢献できるようにしている。

#### [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

##### <根拠資料>

- 埼玉純真短期大学学則
- 埼玉純真短期大学こども学科規則
- 学園訓
- 大学案内 [令和 2 年度]
- ウェブサイト「大学案内」<https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/>
- 学生便覧
- シラバス
- 外部評価アンケート
- ウェブサイト  
「学長メッセージ」<https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/message/>



---

「入試情報」	<a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/examination/">https://www.sai-junshin.ac.jp/examination/</a>
「情報公開」	<a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/">https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/</a>
「こども学科における学習成果」	<a href="https://www.sai-junshin.ac.jp/dept_child/lessons/">https://www.sai-junshin.ac.jp/dept_child/lessons/</a>

・ 就職説明会案内

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II -A-6)

<区分 基準 I -B-1 の現状>

こども学科単科の短期大学である本学の教育目的・目標は、**学則第1条**に「純真学園建学の精神に基づき」とあるように建学の精神（学園訓）「気品・知性・奉仕」に基づき確立されている。また、学科では、**こども学科規則**に学則第1条の「純真学園の建学の精神に基づき、健康にして良識ある人格高き社会の指導的人物を養成し地域の発展に寄与する」ために、教育目的・目標を「こどもに関する専門知識を授け、向上心にあふれ優れた人格と協調性を持つ人材の育成」としている。

この建学の精神に基づいた教育目標・目的は、**大学案内**や**本学ウェブサイト**で学外に、学内には**学生便覧**や**シラバス**にも掲載をし、明らかにしている。学生便覧などは新入生オリエンテーションで資料として配布し、学園訓に基づき、これら教育目的・目標を詳しく説明している。この結果、学生も教職員も、この建学の精神に基づく教育目的・目標を常に強く意識した学習・教育活動に結びつけている。

また、学則第1条の「純真学園の建学の精神に基づき、健康にして良識ある人格高き社会の指導的人物を養成し地域の発展に寄与する」に基づいた本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか否かについては、教員による就職先訪問での聞き取り調査や実習指導訪問などの記録で毎年点検を行っている。この結果については毎年開催の**外部評価委員会**（委員：地域の高校校長・小・中学校校長・幼稚園・保育所園長・教育長などの教育関係者、企業経営者・保護者代表・同窓会長など）における点検・評価や連携協定締結機関である羽生市教育委員会や高大連携校（誠和福祉高校・進修館高校・羽生第一高校）との意見交換などを通して定期的に点検を行っている。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I -B-2 の現状>

短期大学としての学習成果は、「気品・知性・奉仕」の建学の精神に基づき、学習成果を定めている。保育者養成の単科大学である本学では「信頼される保育者」を目指すという全学生共通の目的がはっきりとした短期大学であるため、**学則**における大目的に加え、**こども学科規則**の「こどもに関する専門知識を授け、向上心にあふれ優れた人格と協調性を持つ人材の育成」という目的にも基づいており、学習成果も「**こども学科における学習成果**」において定め、三つの方針をもとに学習成果評価指標と共に、**本学ホームページや学生便覧・シラバス**でも公開している。

この学習成果、学ぶ科目や内容、本学での学びで身につける事柄、本学での学びの後どのように社会に貢献できるかを、学外には大学案内・ウェブサイトやオープンキャンパスなどで表明し、学内には、学期はじめの各学期のオリエンテーションで説明している。また、学内掲示板に三つの方針を掲示するとともに学生便覧や特にシラバスにおいては、その科目ごとの学習成果も明記するなど表明し、常に教職員や学生が学習成果を意識して学習に取り組むようにしている。

また、学校教育法の規定「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」に照らし合わせての学習成果を定期的に点検している。

#### [区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### <区分 基準 I -B-3 の現状>

本学では学則第1条に掲げる使命として、「信頼される保育者」の養成を通して地域の発展に寄与することを目指している。そのため建学の精神に基づいたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを関連付けて一体的に定め、学生が保育者として必要な専門的知識や技術、職業人としての意識（使

命感や興味・関心を持つ専門職)、社会人(良識やマナーを備えた良き人間)としての責任感や行動力などを総合的に習得できるように配慮している。

この三つの方針を策定するにあたっては、大学運営の重要な案件として捉え、教務委員会や教授会で共通理解と確認の意味を含めて組織的な議論を重ねている。さらに三つの方針の基本的部分での大きな変更はないとはいえ、学生や教職員にとってより分かりやすく、時代や現実に沿ったものとするためにもいっそうの組織的な議論に基づく変更は必要であると考えている。

この三つの方針については、入学前のオープンキャンパスの段階から卒業に至るまでの各段階において、教職員はこれを確認しながら教育活動を行っている。オープンキャンパスでは高校生との入学相談においても、本学の学園訓に基づくアドミッション・ポリシーからディプロマ・ポリシーまでを一連の流れとして本学の教育活動を説明している。入学後のオリエンテーションではカリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目や授業方法についての説明と卒業時の目標(要件)としてのディプロマ・ポリシーを詳しく説明している。また、教員は、常にカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを確認しながらこれを踏まえて教育活動にあたっている。

これら三つの方針は本学ウェブサイト(学長メッセージ、情報公開、入試情報)や大学案内で学外に表明するとともに、学内では掲示板などに掲示する他、学生便覧、シラバスにも掲載し表明している。このことによって本学の教職員や学生はこの三つの方針を常に意識しながら教育・学習活動に取り組んでいる。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学は**学則第1条**に「気品・知性・奉仕」の建学の精神に基づき「健康にして良識ある人格高き社会の指導者の人物を養成し、地域の発展に寄与することを目的」として教育活動をおこなっているが、この教育目的・目標に基づく人材養成(保育者養成)が十分に地域・社会の要請に応えているかが課題であろう。これに基づき、こども学科規則の目的にもこのこともはっきりと明記しておかなければならないと考えている。

学修の成果については、資格・免許状取得状況や卒業時の就職先(羽生市内をはじめ出身地域)、そして就職先での評価や実習先での評価などを実習園訪問や就職先訪問で定期的に点検しているものの、まだまだ十分とはいえないと考えている。

この学習成果や教育効果測定のひとつである**免許・資格の取得者**をみると、令和3年3月の卒業生167名中166名(99,4%)が保育士資格かあるいは幼稚園教諭免許状のどちらかを取得し、幼稚園免許状と保育士資格の両方を取得した者は159名(95,2%)となっている。また免許状や資格を生かして就職をした者162名(97%)からみても、建学の精神と教育目的に則った一定の学習成果と教育の効果は得られていると考えている。

この卒業生には本学の建学の精神に基づく三つの方針のディプロマ・ポリシーを胸に刻んで保育の専門職としての自信と誇りを持って保育にあたって欲しいと願うが、就職先での業務内容や人間関係に悩み、短期間で退職に至る卒業生がいることが課題

であると考えます。

この課題解決のためには、学生へ建学の精神や三つの方針に基づいた専門的知識や技術の指導の徹底とともに、職業人・社会人としての意識を持たせる教育も重視していかねばならないと考えています。現在行っている**就職説明会**(マッチングフェア)やキャリアガイダンスの充実とともに、教員による就職先訪問や卒業生の個別相談など組織的かつ継続的な支援体制がますます重要であると考えています。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学では教育目標・目的の拠りどころである建学の精神(学園訓)を明示したものを玄関はじめ学内の至る所に掲示し、学生にも教職員にも外来者にも、常に目に触れるようにしています。このため教職員はもとより学生も学園訓を意識して行動することにより、学習成果や教育の効果は「高い知性と豊かな情操を持った」保育者を送り出していることに表れていると考えています。さらに“Junshin”ロゴも本学に在学する学生が純真の学生であることへの自信と誇りを持って建学の精神「気品・知性・奉仕」に基づき、学ぶことができるようにと考え、学内各所に掲げている。

本学の学生であることの自信と誇りを持つことから生まれる教育効果の一つとして、学生が明るく元気な声で、教職員や学生同士はもとより外来者に対しても挨拶を交わすことが定着していることがあげられる。このさりげない小さな実践から学園訓の意味を再確認することにより、学習成果にも教育の効果にも良い影響を及ぼしており、「向上心にあふれた優れた人格と協調性を持つ人材の育成」に近づいていると考える。

このことは今年度はコロナの影響で実施できなかった本学で開催する就職説明会(マッチングフェア)に毎年150園を超す施設・保育所・幼稚園から300名を超す園長や人事担当者が本学の学生の募集に来学してくれることも、建学の精神に基づく教育目的・目標、三つの方針を踏まえた教育の効果の証明のひとつと捉えている。

#### [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

##### <根拠資料>

- ・ 埼玉純真短期大学学則
- ・ 埼玉純真短期大学自己点検・評価委員会規則
- ・ 埼玉純真短期大学第三者評価に関する規程
- ・ 埼玉純真短期大学外部評価委員会規則
- ・ 自己点検・評価報告書 [平成30年度]
- ・ ウェブサイト「大学案内(自己点検・評価)」  
<https://www.sai-junshin.ac.jp/appraise/>
- ・ 履修規程
- ・ GPA一覧表
- ・ 教職課程履修カルテ・集計
- ・ 人財チェックシート

- ・ 授業評価アンケート及び集計
- ・ 資格・免許取得率一覧
- ・ 教職実践演習発表会プログラム
- ・ 表現発表会プログラム
- ・ 表現発表会DVD
- ・ 埼玉県私立短期大学協会教職員研修会報告書
- ・ 山村学園短期大学相互評価報告書
- ・ 岩国短期大学相互評価報告書
- ・ 埼玉純真短期大学履修規程
- ・ 埼玉純真短期大学実習資格審査基準

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

#### <区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では**学則第2条**において「短期大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検・評価を行い」として、自己点検・評価のため**自己点検・評価委員会規則や外部評価委員会規則、第三者評価に関する規程**などの規程とともに自己点検・評価委員会や**外部評価委員会**などの組織を整備している。

自己点検・評価委員会は本学教職員で組織され、自己点検・評価委員会規則に則り必要に応じて会議を開き、点検・評価を行うとともに、委員会が中心となり、毎年「**自己点検・評価報告書**」作成している。この「**自己点検・評価報告書**」作成業務には教職員全員が関わっており、その作成業務を通して定期的な業務点検・評価が行われている。この「自己点検・評価報告書」を外部評価委員に配布し、評価票で点検と評価をお願いしている。また、**ウェブサイト**にも掲載するなど毎年公表をしている。

また、外部評価委員会は近隣高等学校長はじめ保育所・幼稚園・施設関係者や羽生市・行田市・加須市の教育長、地域企業代表者、本学同窓会長・保護者代表などで組織され、毎年1回、この「自己点検・評価報告書」に基づき点検・評価を行っている。この外部評価委員会では、本学に生徒を進学させている近隣の5校の高等学校長から本学へ多くの意見やアドバイスをいただくとともに、全ての外部評価委員からも会議の席上やアンケートによる評価とご意見やご提案をいただいている。本学ではこのご意

見やご提案を採り入れ、本学の改善・改革に活用している。

**[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

**<区分 基準 I -C-2 の現状>**

学生の学習成果の査定（アセスメント）は授業実施においては重要なこととして捉え、表のとおり「学習成果指標」を定め、科目レベル、教育課程レベル、機関レベルでそれぞれに査定している。また、査定の手法の見直しは時代や学生の変化に対応し、また結果を反映して行わなければならないと捉え、定期的に点検を行っている。またこの査定結果により、教務委員会を中心に PDCA サイクルを活用し教育の向上・充実を進めている。

まず、科目レベルにおいては、シラバスで示した到達目標を視野に入れた課題提出や小テスト実施、レポート、作品制作などで査定を行うと共に、授業終了時に学生にフィードバックすることで日常的に学習成果を計測できるよう努めている。教育課程レベルでの学習成果の査定は、**学則第 33 条**や**履修規程 20 条**にあるように、成績評価や GPA で行うことに加え、実習資格審査基準のクリア、**教職課程履修カルテ**の集計や**人財チェックシート**の結果、**授業評価アンケート**などからでも行っている。

最終的に機関レベルでの査定は、保育士や幼稚園教諭の資格・免許取得の有無や卒業時の就職状況（専門性を生かした就職先）で学習成果の査定としている。これらの査定は、教員にとっても授業を行った学生を期待する到達目標まで導くことができたかどうかの検証に役立っている。

学習成果評価指標

	入学時	在学中	卒業時
		アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうか	カリキュラム・ポリシーに則って学習が進められているかどうか
<b>機関レベル (大学)</b>	入学前面談 入学試験（面接） 入学前教育（プレカレッジ） 入学生アンケート	修得単位数 GPA得点 実習評価（保育・教育） 学生生活アンケート 退学率、休学率	学位授与数 資格取得数（率） 就職先（進学先） 卒業時アンケート
<b>教育課程レベル (こども学科)</b>	入学前面談 入学試験（面接） 入学前教育（プレカレッジ） 入学生アンケート	履修状況 授業外学習状況 定期試験 修得単位数 GPA得点 人財チェックシート 純真検定 教職課程履修カルテ 実習評価（保育・教育） 実習巡視報告書 学生生活アンケート 個別面談 退学、休学状況	学位授与数 資格取得数（率） 就職率（進学率） 卒業時アンケート
<b>授業科目レベル (各科目)</b>	入学前教育（プレカレッジ） 国語基礎力調査 プレイスメントテスト 適性テスト	出席率 授業参画度（グループワーク） 小テスト 課題など評価 期末試験成績評価 学生授業評価アンケート 科目担当者授業 評価に関するコメント	卒業時アンケート

このような科目レベルから機関レベルに至るまでの査定の結果において、P D C A サイクルでの授業の質（教育の質）改善を全教員が共通して取り組まなければならない重要事項であると認識し、活用している。

教育の向上と充実のためにP D C A サイクルを本学では次のように活用している。

まず、半期ごとに目標設定（Plan）で授業方法や内容を検討したことに基づき、教育・学習の質的向上を目指し、実行（Do）で計画したとおりの授業実施に努め、検証・評価（Check）では授業終了後に授業アンケートや学習達成度などから検証を行い、改善・課題設定（Action）において、課題を発見し、改善策を練り、学生が期待通りの学習成果を収められるように、新たな事業計画を立てるように努めている。このようなPDCAサイクルによって検証・評価をすることから、教授内容や方法と新たな目標ができていると考える。このように本学では教育の質向上と授業や業務の改善のためにPDCAサイクルを活用することにより、それぞれの授業や業務の向上に取り組んでいる。

高等教育機関である大学への社会的期待が高まりを見せる中、教育の質保証のためにも、本学は学校教育法、短期大学設置基準、資格や免許状に関する法規など関係法令の変更などをできるだけ早めに確認し、これらの法令を遵守することで教育の質保証を確実なものとして、大学運営をしていくことが重要であると考えている。

### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

内部質保証は本学の教職員と学生がともに教育の質的向上を常に意識しながら行動しなければならないことが、困難なことでもあり課題でもあると考えている。本学では12年前には入学者数が入学定員の半数までに激減するといった逆境の中で、「本学が存在する意義とは何か」「学生は埼玉純真に何を求めているのか」と考えた。結果は当たり前のことであるが、「学びを楽しめる学生のための大学」であり、「学生が所期の目的を達成することができる大学」、「質の高い教育を学生に提供し、教育をとおして地域社会に貢献できる大学」であるとの結論に達した。

平成21年度にこの第1クールの第三者評価を受け、続いて3年後の平成24年度に第2クールの評価を受け、平成30年度には第3回目の認証評価を受けた。このように積極的に認証評価を受けた理由はこの認証評価を通して本学を良くしたいとの考えからである。毎回、認証評価員の先生方からピア・レビューを受けることにより、また、認証評価を通して教職員自身が本学を見直すことができた。このようなことから不備な個所や不十分な点を改善していこうと、教職員もさらに本学の教育の質向上への意識が高まり行動することとなった。このことから地域をはじめ外部からの評価も高まり、入学者数の増加に結び付いたのではないかと考えている。この上向スパイラルで教職員の意欲や意識の向上と教育の質向上にも拍車がかかった。

本学は2年間で保育士資格と幼稚園教諭2種免許状の取得を目指す保育者養成短期大学である。そのため各授業で学生には毎回のように課題提出など事前事後学習が強く求められる結果、学生は高校時代より勉強していると実感しているとのことである。しかし、保育者職を目指す学生にとっては当然のこととして受け止められているものの一部の学生においてはこれがかなりの負担となっていることも事実である。この原因のひとつには従来から問題とされてきた学生の基礎学力や学習に取り組む習慣不足であるが、基礎学力を引き上げ、学習習慣をつけることは短期間では困難と思われる。

本学ではこのことを課題と捉え、保育者として基本的な国語力に焦点をあてた基礎



学力の向上を図っている。現在は入学前教育（プレカレッジ）や入学後の「入門ゼミⅠ・Ⅱ」「日本語表現」などの科目で保育者に必要な漢字の習得や文章力の向上を目指している。これからも学生同士の教え学び合うピア・レビュー方式も取り入れながら、チューターズ・ルームを活用したリメディアル教育の充実などを図っていかねばならないと考えている。そのためにも、全教職員が教育の質的向上を目指して自己点検・評価活動に意欲的に取組むとともに、学生にも常に学習成果の査定を行い、教育方法などの定期的点検を行うことが重要な課題であると考えている。これらを継続的に行うことにより、本学が目指す学習成果が得られ、質的向上が図ることができると考えている。

### ＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

本学では、これまで千葉敬愛短期大学、山村学園短期大学、岩国短期大学などの幼児教育系学科を設置している短期大学と積極的に相互評価を行い、自らの自己評価と点検を行うと同時に他大学との点検・評価を通しての交流から多くを学んできた。また、外部評価委員会を設け地域の教育関係者や保護者、卒業生、地域の方々からも意見を伺い、本学の改善や改革に活用してきた。これからも内部質保証を維持・充実させるためにもこのような他大学との相互評価や研修会参加などの外部との交流を重要と位置付け、今後とも積極的に継続したいと考えている。

### ＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

改善計画に次の3項目を掲げた。

1. 学生や教職員が建学の精神を職場や日常生活で実践しているか。
2. 本学の人材養成が十分に地域・社会の要請に込えているか。
3. 卒業生の職場での状況を把握して改善に努めたい。

この改善計画を実行するために、1) 学生や教職員が学園訓「気品・知性・奉仕」を十分に理解し、自らの行動の振り返りができるように、毎朝のブリーフィングや会議の機会に実践を促している。2) 学園訓の「奉仕」を取り上げ、社会の要請に込えられるように専門的知識や技術の習得とともに、地域ボランティアを通しての地域貢献の重要性を体験させている。これに加えてボランティアに関する科目も設置している。本学は「地域に貢献できない大学はその地での存在意義はない」との考え方で地域社会に役立つ人材養成を行っている。その結果、地元への就職者がほとんどを占め、地域要請に込えている。3) その確認を含めて、良識ある社会人として送り出した卒業生が就職先でどのような評価を受けているかについては、教員が手分けをして実習先や就職先訪問で状況を把握し改善に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「建学の精神、教育目的を踏まえた学科の学習成果が明確に定められていない」との指摘に、早速、学科の学習成果を明確にしたものをWebサイトに公表するとともに学生便覧やシラバスにも掲載した。また、オープンキャンパス時にも高校生や保護者に対しても説明を行っている。また、毎年1回、教務委員会を主担当に学科学習成果基準の見直しを行うようにしている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- ・ 学生便覧
- ・ ウェブサイト「大学案内（情報公開）」
- ・ CAP制について
- ・ シラバス作成にあたって
- ・ 人財チェックシート
- ・ 「日本語表現 実習審査テスト」
- ・ 「本学の学習で身につく事項」
- ・ 学生募集要項（入学願書を含む） [2020年度]
- ・ 大学案内 [2020年度]
- ・ 入学後必要とされる経費一覧
- ・ 高校訪問報告書
- ・ 「こども学科における学習成果」
- ・ 「学習成果評価指標」
- ・ 教職課程履修カルテ
- ・ 純真検定・正解率
- ・ GPA一覧表 [2020年度]
- ・ 学位、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得率集計表 [令和2年度]
- ・ 「学習成果に関わる報告書」
- ・ 科目別ルーブリック
- ・ 大学生活アンケート・集計
- ・ 授業評価アンケート及び集計結果
- ・ 実習巡視報告書・まとめ
- ・ 就職園訪問報告書・まとめ
- ・ 合同就職説明会資料
- ・ 卒業生に関するアンケート

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

### <区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

卒業認定・学位授与の方針は、学習の成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。卒業要件は学則第34条に定められ、学位授与に関しては学則第35条と学位規則により短期大学士の学位を授与する要件を規定している。さらに必要な事項は、学位規則やこども学科規則第9条に定めている。これらと学則、学位規則等については、**学生便覧**に掲載し、学内に周知している。

学位授与については、加えて学位授与の方針<ディプロマ・ポリシー>を定め、**ウェブサイト「情報公開」**やシラバスにおいて、学位授与の方針を説明し、学内外に方針を示している。以下に、学位授与の方針<ディプロマ・ポリシー>を示す。

#### <ディプロマ・ポリシー>

本学は「気品・知性・奉仕」の学園訓（建学の精神）に基づき、「健康にして良識ある人格高き社会の指導的人物を養成すること」を使命としています。この学園訓の具現化を意図して教育課程を編成しています。

この教育課程における単位認定基準（知識・技術・態度等の達成度）によって認定された単位が卒業要件を満たし、かつ、社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると判断した学生に学位を授与します。

- ① 学園訓（建学の精神）に基づき、信頼される保育者としての専門的知識と技術を習得し、子どもの教育や保育に貢献できる能力と社会人・職業人としての責務を果たすことができる。
- ② 子どもを取り巻く環境や成長と発達についての深い理解と知識を修得し、強い使命感と深い教育的愛情、豊かな教養とピュアな精神で多面的に諸問題を解決できる信頼される保育者となることができる。
- ③ 社会の事象に常に関心を抱き、的確に捉え、地域における課題を発見し、自らの問題として捉え、修得した知識や技術でこれらを解決することなどを通して地域社会に貢献することができる。

学位授与の方針<ディプロマ・ポリシー>では、本学の「教育課程における単位認定基準（知識・技術・態度等の達成度）によって認定された単位が卒業要件を満たし、かつ、社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると判断した学生に学位を

授与」すると定め、保育者としての専門知識と技術を習得し、地域社会に貢献できる者に学位を授与している。この結果、短期大学士として社会事象に常に関心を抱き専門的知識と技術を身につけているため、社会的・国際的にも通用性があるといえる。

本学において授与された短期大学士をもって海外の大学に編入している卒業生もあり、国際的な通用性も有しているといえる。

卒業認定・学位授与の方針については、年度末に行われる教務委員会で定期的なその内容について検討と点検をしており、変更の必要がある場合にはその内容を教授会で審議し修正していくことにしている。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。  
学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編集している。
- (2) ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。  
② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。  
③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。  
④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。  
⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

**<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>**

教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応して定めた教育課程編成・実施の方針<カリキュラム・ポリシー>に沿って編成している。以下に、教育課程編成・実施の方針<カリキュラム・ポリシー>を示す。

＜カリキュラム・ポリシー＞

本学は「こども学科」単科の大学で、保育士・幼稚園教諭などの保育者養成を目的としていることから、本学の学園訓に則り、次のことを意図して教育課程の編成と授業展開をしています。

- ①「愛情」「健康」「明るさ」など保育者としての基本的資質の上に、保育・教育に必要な専門的知識と技術の修得を確実なものとするため、理論と実践の科目をバランス良く配置するとともに、社会人として職業人としての責任を自覚し、広い視野で行動できるように科目を設けている。
- ②子どもを取り巻く環境に興味と関心の目を向け、豊かな知識と技術に裏付けられた責任感や行動力を備えた保育者を目指し、問題発見や問題解決に積極的に取り組む意識と能力を養成するため、アクティブ・ラーニング方式で学ぶ科目を多く配置している。
- ③現代的諸問題に常に興味を持ち、社会の問題を自己の問題として捉え、考え、地域に貢献できる保育者となれるよう、外部講師招聘・キャンパス外での授業、地域の子供達と交流を深める授業など多角的な授業展開ができるような科目を配置している。

教育課程は、短期大学設置基準第5条、第6条にある教育課程の編成方針に則り、体系的に編成をしている。学位認定・学位授与の方針に対応して、学科の目的でもある保育士・幼稚園教諭の養成のために、資格・免許取得に対応した教育課程を編成している。また、豊かな知識と技術をもち、行動力ある保育者となれるよう、授業科目として、幅広く知識を身につけるための教養教育科目と専門的知識と技術を身につけるための専門科目を編成している。

本学では、2年間で二つの免許・資格の取得を目指すため、取得が必要な単位数が多いという事情はあるが、**CAP制**を設け、年間において履修できる単位数の上限を定め、単位の実質化を図るよう努力している。

成績評価は、科目ごとに基準をシラバスに明記し、それに基づいて行っている。授業内でワークシートや小テスト、レポートを行い、授業内での実技発表についても評価観点を明示するなどの方法をとって適切に成績評価を行えるよう工夫し、短期大学設置基準に則り判定している。

シラバスについては、シラバス作成を依頼する際に、「シラバス作成にあたって」という文書を全教員に配布し、授業のねらい、到達目標、授業計画（時間数と授業内容）、授業の方法、授業時間外の学習内容と時間、教科書や参考図書、評価の方法を明確に示すようにしている。さらに、各教員から集まったシラバス原稿は教務委員会で確認し、各項目が適切に書かれているかのチェックを行い、必要な項目が明記されていない場合には修正を求めている。

通信による教育を行う学科・専攻課程は設けていない。

教員の配置については、経歴、専門性、研究分野、業績（実務経験含む）等をもとに教員審査を行って、担当科目を決めるなどしており、短期大学設置基準第7章「教員の

資格」に則り適切に配置している。主要科目や細やかな指導を必要とする科目については、できるだけ専任教員を配置している。

建学の精神に則り、学生の実情、時代の要請に合わせ、学科の教育課程の検討を毎年行っている。近年の教育課程の見直しとしては、平成28年度に科目の新設を行った。

(教養教育科目「ふるさと学」「異文化理解」、専門科目「保育者のための社会人基礎講座」)。平成29年度には教職課程再課程認定、保育士養成課程の見直しに伴って、本学の教育課程についても大幅な見直しを行い、平成30年度の入学者から新しい教育課程に基づいた授業を行っている。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**

教養教育科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することができるよう、内容を考慮して実施している。まず、社会人としての基礎となる常識をわきまえ、コミュニケーション能力を備えた人材養成のために、1年次にフレッシュマンセミナーと位置づけ、「入門ゼミⅠ・Ⅱ」を置いている。この科目では、本学の建学の精神である学園訓を基に、学ぶ姿勢とよき社会人となるための基礎力を培うことをねらいとして授業を展開し、大学で学ぶ意義を考えさせ、社会問題への意識づけを行っている。次に、「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」は、学生の日本語の基礎学力、文章表現力、口語表現力を向上させることを目標とした内容である。さらに様々な人と関わるためのコミュニケーション能力を身につけるための授業として「手話」や「ボランティア(概論・実習)」を選択科目に置いている。また、保育者として健康的な指導者になれるよう「生涯スポーツ・レクリエーションⅠ・Ⅱ」「体育講義・女性とからだと健康」などの科目を設置している。

特徴のある科目として、「ふるさと学」と「異文化理解」がある。「ふるさと学」では、本学の地元である埼玉県羽生市近郊の歴史や文化を学び、地域を知る事を目的とし、地域のそれぞれの分野で活躍する方たちを講師として招聘したり、現地を訪問するなど、地域理解がより深まるように授業を展開している。「異文化理解」は、グローバルな視野を持つことを目的とし、学内での講義の後、海外研修を実施してきた。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、講義のみで海外研修は中止となった。また、集中講義科目で「暮らしと環境」、「キャリアデザイン」という科目を置いている。「暮らしと環境」は、自然科学、社会学という幅広い視点から、現代の暮らしと環境を考える内容で、法人本部がある福岡県福岡市の純真短期大学と合同で授業を実施して

きた。「キャリアデザイン」は、「短期大学生のためのキャリア形成講座」という埼玉県私立短期大学協会・国立女性教育会館連携プログラムによる授業で、生涯にわたるキャリアを考える内容である。どちらも、他の短期大学と合同で授業を実施しているため、他の短期大学の学生や教員とも交流できる機会にもなっていたが、令和2年度はコロナ禍にあったため実施されなかった。

教養教育科目のほとんどを1年次に配置し、「生涯スポーツ・レクリエーション」「体育講義・女性のからだと健康」が「保育内容（身体表現）指導法」、「保育内容（健康）指導法」へとつながるといったように、教養教育科目を専門教育科目に関連させて配置しており、その関連は明確である。

また、「入門ゼミⅠ・Ⅱ」では、学ぶ姿勢とよき社会人となるための基礎力を培うことをねらいとしているが、その効果を測定・評価するために「**人財チェックシート**」を使用し、社会人としての基礎力が身についたかを測定・評価し、その後の指導改善に活用している。「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」の授業では、東京書籍の日本語検定を実施してきたが、今年度から、学生の就職希望先に必要な日本語力の内容を検討し、保育者養成校として重要な文章力を含めた日本語力を測定・評価するため、独自の問題を作成し実施した。（「日本語表現 実習審査テスト」）

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

1年次に「入門ゼミⅠ・Ⅱ」（基礎ゼミ）を置いて、社会人としての基礎となる、常識をわきまえ、コミュニケーション能力を備えた人材養成のために、本学の建学の精神である学園訓を基に、学ぶ姿勢とよき社会人となるための基礎力を培う内容で授業を展開している。また、「保育者のための社会人基礎講座」を平成28年度から開講し、保育者であると同時に社会人になることへの意識を高めている。社会人として身につけているべきこと、たとえば、挨拶、言葉遣い、電話対応、文書作成など、具体的に実践的な内容としている。さらに、「キャリアデザイン」は、埼玉県私立短期大学協会と国立女性教育会館(NWEC)との共催で、県内短期大学合同で実施している。各分野で活躍する先輩、他大学の学生との交流を通し、卒業後の就職だけにとどまらず、人生における職業観と、そのために今何を学び、どのような力をつけるべきかなどを考える授業としているが、今年度はコロナ禍で実施できなかった。

「入門ゼミⅠ・Ⅱ」の授業内で「**人財チェックシート**」を使用し、よき社会人となるための基礎力を1年に2回測定している。ほとんどの学生が評価を上げており、意識向上につながっていると考える。

「保育者のための社会人基礎講座」では、信頼される保育者となるためには、保育の知識や技術はもちろんのこと、その保育者としての前提となる社会人・職業人としての常識を身につけておかなければならないとして、その基本的マナーの習得を目指している。内容は、「コミュニケーション力向上」をサブタイトルとして「挨拶の必要性」「身だしなみの重要性」「来客対応・電話対応」「言葉遣いの重要性」「日常的文書作成」など社会人として、職業人として、また保護者を意識した保育者として必要な事柄を盛り込んでいる。この科目は学生の態度変容を目的としているため、授業方法はテキストでの講義と毎回のフィードバックやロールプレイングを採り入れるなど可能な限りハンズオンで実施している。この科目は学生にとっては、初めての体験であり、保育業務内容に直接結び付きにくいもので、最初の取り組みは戸惑いが見られるものの、授業が進むにしたがって、特に実習を体験した後などには、その社会人としての常識やマナー、コミュニケーション力の重要性を認識できるようになる。以上のように、職業教育の効果を測定・評価し、改善するよう取り組みを進めている。

それ以外の科目でも、例えば、1年次後期の開講科目である「幼児教育者論」では、大学近隣の小学校と交流を行い、交流後の学生からの振り返りアンケートでは、保育者としての指導技術や子ども理解に関する学びを得ていることが示唆された。例えば、「発言・指示」（“ゆっくり話す、強弱をつけることで子どもの注意を引くことができた”など）、「対応」（“場面に応じてどのように動けば良いのか考えて行動に移すことができた”など）、「コミュニケーション」（“コミュニケーションをスムーズにとれるようになった”など）、「子どもの発達差の理解」（“小学生にもなると、幼児と違い自分のことはある程度できるようになる事が分かった”など）、「子どもに対するイメージの変容」（“子どもはこんなことに気づくんだなと思った”など）というように、指導技術の向上や子ども理解の深まりに関連する学びのカテゴリーが確認された。このように本学では、大学近隣の小学校との連携を重視した教育活動を展開することで、学生が講義で学んだ机上の知識や技術を、体験を通して統合的に獲得していけるように努めている。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。



- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

入学者受入れの方針＜アドミッション・ポリシー＞は、本学の学園訓を理解し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学習成果を達成しようとする人物を求める内容である。以下に、学生募集要項に記載のアドミッション・ポリシーを示す。

##### ＜アドミッション・ポリシー＞

本学の学園訓である「気品」「知性」「奉仕」の精神を理解し、「健康にして、良識ある人格高き社会の指導的人物を養成し、地域の発展に寄与する」という教育目標に応え、積極的に学ぶ意欲と自らを高める努力を怠らない人物で、本学において学びたいという強い意志と意欲を持った人物を求めます。

1. 子どもの教育や保育に関わる仕事に就きたいと考える人
2. 子どもを取り巻く環境や問題に興味や関心が高い人
3. 教育や福祉問題に関心を持ち、地域社会に貢献したいと思う人

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の学習成果でもある「**本学の学習で身につく事項**」項目に対応しており、**学生募集要項**の他、**大学案内**、ホームページにも明記している。また、オープンキャンパスや進学相談会での入試説明においても、本学が求める学生像や入学者の受け入れ方針を必ず示すようにしている。

入学前の学習成果の把握・評価をどのように行うかについて募集要項等で示している。特に、「本学が指定する特定の学習成果」について、出願時に提出を求めている活動報告書において、具体的な項目をあげ、明確にしている。

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜入試の、それぞれの入学者選抜方法の特徴を活かしつつ、すべての選抜において面接試験を実施し、入学者受け入れの方針に沿った評価基準を示したシートを活用して実施している。

学校推薦型選抜には、指定校推薦と公募推薦があり、指定校推薦では、遠方を除くほとんどの高等学校に年数回訪問をして、高校の状況、実績等に鑑み、指定校の条件を定めている。この指定校の条件については、毎年実情に合わせ見直しをしている。すべての入試区分において、教員全員が本学の建学の精神、教育理念、教育方針などについての共通理解を図り、統一した判定ができるように配慮している。選抜方法とその実施について、得点化できるものはその得点と、面接に関しては、その評価方法が示されたシートを基に評価を行い、入試に関しては、公正かつ適性に実施して

いる。

授業料、その他入学に必要な経費は、募集要項に明記している。また、入学してからかかる主な諸経費についても、募集要項に記載している。さらに、「**入学後必要とされる経費一覧**」の表を別に作成し、2年間で実際にいつ頃どのくらい必要なのかという具体的な経費を必要に応じて説明できるようにしている。

事務室内にアドミッション・オフィスとして入試広報係を置き、アドミッション・オフィサーを中心に学生の募集から選抜、入学手続きまでの業務を行い、アプローチのあった入学希望者、受験者の情報管理を行いながら、多面的選抜を実施している。

入学志願者、受験生、高等学校の教員、受験生の保護者等からの問い合わせに対し、アドミッション・オフィサーが中心となって対応し、受験生の知りたい情報や質問に適切に答えている。電話はもちろん、メール、ホームページや携帯サイトからも受験に関する問い合わせ等ができるようにしている。学校見学・個別相談を希望して直接来学した受験生に対しても、入試広報委員会に所属する教職員を中心として、全教職員で対応している。

入学実績のあるほとんどの高等学校には訪問することとしており、そこでの情報交換内容は**高校訪問報告書**によって提出される。また、自己点検・評価の一環として、外部評価委員会が年1回行われ、近隣高等学校6校の校長先生を委員として依頼している。高校訪問時や、外部評価委員からいただいた意見を参考に、入学者受入れの方針についての点検を入試広報委員会で行い、変更の必要があればその内容を教授会で審議することとしている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

学習成果を、「**こども学科における学習成果**」として明確にし、「**学習成果評価指標**」のとおり「機関レベル」、「教育課程レベル」と「授業科目レベル」の3段階レベルで測定している。

「**本学の学習で身につく事項**」に、保育者としての学習成果、社会人としての学習成果を具体的に明確に示している。シラバスにおいてそれぞれの科目の授業のねらい、到達目標が記載されており、各科目における具体的な学習成果が示されている。また、**教職課程履修カルテ**や**人財チェックシート**では、学生自身が何をどのように学び、何を身につけるのかを具体的に知ることができる。

各科目が、半期ごとに学習成果を獲得できるように授業計画を立てている。また、**教職課程履修カルテ**や**人財チェックシート**の項目は、具体的で達成可能な内容に設

定されており、半期ごとに達成状況を確認しながら、2年間の学びの中で、学習成果を獲得できる内容としている。

各科目における学習成果は、筆記試験や実技試験、小テスト、レポートなどにより、量的、質的に測定可能である。さらに教職課程履修カルテや人財チェックシートでは、学生自身による学習成果の自己評価によって査定することができる。そして、授業評価アンケートにおいても、学生による授業への評価と、学生自身の授業への取組姿勢を自己評価する内容が含まれているため、学生自身も教員もそれぞれ学習成果を評価することができる。また、平成29年度より「**純真検定**」を実施し、正解率を出して学習成果測定の参考にしている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

GPA測定により、総合的な学習成果の評価も行っている。（GPA一覧表 [2020年度]）また、単位取得率、学位取得率、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得率は、集計されたものが卒業判定時に教務委員会に上げられ、学習成果獲得状況が把握され、教授会で報告されている。（単位取得率、学位取得率、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得率集計表 [令和2年度]）学生の業績の集積（ポートフォリオ）については、学生に「**学習成果に関わる報告書**」を配布し、各自、2年間の業績を確認できるようにしている。また、多くの科目において、科目の特性を活かしてルーブリックを作成して学習成果の確認に活用している。（科目別ルーブリック）

学生調査については、「**学生生活アンケート**」を実施しており、生活や学習について調査をしている。また、自己評価による「**教職課程履修カルテ**」や「**授業評価アンケート**」の結果を、学習成果の獲得状況を把握に活用されている。実習巡視や就職先訪問において聴取した内容は報告書として提出されており、実習指導係や進路支援係によって集計されたものが各委員会で検討され、教授会で報告されている。（「**実習巡視報告書**」「**就職園訪問報告書**」）また、例年本学内で実施される合同就職説明会には150以上の保育所、幼稚園、施設の人事関係者が参加してくださり、その際に行うアンケートの集計も活用している。年度末に集計される大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率は、教授会で報告され、その結果について検討が行われている。

学習成果として、学位取得率、単位取得率、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得率をホームページ上で公開している。

**[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

**<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>**

毎年、就職園訪問を実施しており、**就職園訪問アンケート**調査を口頭で行い、就職先の教職員から様々な情報を得るとともに、卒業生に対する評価を頂いている。本学主催の「**合同就職説明会**」(注：今年度は新型コロナウイルス対策のため開催できなかった)においては、来学した就職園に本学から採用した教員に関するアンケートを依頼している。**卒業生に関するアンケート**では、資質(4項目)、技術(4項目)、知識(3項目)、社会性(3項目)の計14項目について意見調査をしている。また、教員が就職園訪問をしており、その際にも卒業生に対する評価を聞いている。その成果と課題を進路支援委員会で検討した上で教授会で報告し、教職員全員で共有し、学習成果の点検に活用し、今後の学生の学びへと還元している。

**<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>**

本学は「こども学科」単科であるため、学生の将来に向けた目標がほぼ一致しており、習得する必要がある能力が明確であることから、教職員も学園訓に基づく学生教育や学生指導を行いやすい環境にあると言える。教育課程についても、学習成果を念頭に置きながら、保育者養成を目標とした科目編成を行い、保育士資格・幼稚園教諭免許必修科目を中心にカリキュラム編成をしているため、科目選択の幅がないという問題を常に有している。しかし、そうした制約の中でも、時代の要請と学生の実情に合わせて教育課程の定期的な見直しを行い、本学や地域の特色を活かし、時代と社会のニーズに応じた保育・教育者養成を目指した教育課程編成の見直しを続けていくことが必要であると感じている。

学習達成度評価のためにルーブリックを作成し、専任教員科目でその活用を始めたところであるが、今後、全ての科目において作成し、ルーブリック分布をはじめ、その他の学習成果の測定と合わせて、学科としての学習成果をより明確に評価できるシステムを構築していくことが課題である。また、学生の学習成果を測定する1つの指標として「純真検定」と名付けた検定では、各科目の授業担当者から、これだけは知識、技術として習得していなければいけないという内容を設問として作成し、各学年、年度末の定期試験時に実施している。今後、正解率を全教員で共有して授業改善に活かすとともに、さらに問題の精査を行い、学習成果の定着につなげていけるように活用していきたい。

学習成果の測定、評価に関する公表については、学習成果の一端となる学位授与率

などをウェブサイト上で公表しているものの、そのほか様々な方法での学習成果測定結果についても、分析を十分に行い、分析後に把握した学習成果から改善点の検討をしっかりと行うなどして、公表できるようにしていく必要がある。

### ＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

令和元年度、2年度と、新型コロナウイルス感染という非常事態が続いた。中でも、可能な限り対面授業を実施し学修に支障をきたさないよう努めた。しかし地域の小学校や保育所との交流、他大学との合同授業、「異文化理解」における海外研修などが中止となるなど、学生の視野を広げる機会や実体験から学ぶ場面が削減されてしまったことは否めない。このような状況でも、様々な工夫をして滞りなく全て終えられたことは特記したい。

### 〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

#### ＜根拠資料＞

- ・ シラバス
- ・ 科目別ルーブリック
- ・ 授業実施報告と評価方法
- ・ 授業・評価に関するコメント
- ・ 授業評価アンケート・集計結果
- ・ 教員授業実施心得10章
- ・ オリエンテーション資料
- ・ 個人面談票
- ・ 図書館だより
- ・ 新着図書紹介ポスター
- ・ 入学のしおり
- ・ プレカレッジシラバス
- ・ オリエンテーション資料
- ・ 学外研修のしおり
- ・ 実習マニュアル
- ・ スポーツ大会のしおり
- ・ 純真祭パンフレット
- ・ 表現発表会プログラム
- ・ 大学生活アンケート・集計
- ・ 埼玉純真短期大学福田敏南記念育英学生規程
- ・ 外国人留学生受入規程
- ・ 外国人留学生特別減免に関する規程
- ・ キャリアサポートブック
- ・ 合同就職説明会資料・アンケート
- ・ 就職試験受験報告書

- ・ 卒業生進路一覧表 [令和元年度]
- ・ 就職園訪問報告書・まとめ
- ・ 卒業時の就職活動に関するアンケート
- ・ 大学行事に関する振り返りアンケート結果
- ・ ホームカミングデー実施要領
- ・ ホームカミングデーアンケート

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1の現状＞

教員は、**シラバス**に示した成績評価基準に基づいて学習成果の評価を行っている。具体的には、定期試験（レポート試験含む）に加えて、通常授業内での参画状況や発表、提出物や小テストなども加味して、学習成果の獲得状況の評価している。令和2年度前期は、コロナ禍にあり、シラバスどおりの授業実施、評価方法に変更が生じた。変更については、各教員に「**授業実施報告と評価方法**」の提出を求めるとともに学生への周知を行った。シラバス記載（変更が生じた場合の再提出記載）に示した成績評価基準に基づいて評価されたかについて、各教員から「**授業・評価に関するコメント**」の提出を求めて確認した。概ね、事前に示した通りの評価がされていた。

教員は、それぞれの科目の特性に沿った進度票や達成票、**ルーブリック**を用いて、学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、学習成果の達成度を確認できる教職課程履修カルテを担当がチェックし、集計を行って保管している。

教員は、半期ごとに学生による授業評価を受けており、その集計結果と学生からのコメントに対し、教員は授業改善のコメントを提出し、それに基づいて次期の授業改善を行っている。（**授業評価アンケート・集計結果**）授業評価を行ったすべての科目の授業評価結果と教員からの授業改善へのコメントはファイルにして図書館に置かれ、学生も閲覧可能である。

授業内容について、例年は新年度開始前の時期に非常勤講師も含めて教員打ち合わせ会を実施し、その中で本学の目指す教育について、全教員が共通理解をし、また授業担当者間で教授の協力・調整など意思疎通を図っている。令和2年度は新型コロナ感染拡大時期であったため中止となったが、「**教員授業実施心得10章**」を全教員に配布して、授業実施に関する共通理解につなげた。同系列の科目間は、普段から昼食時間などを利用して打ち合わせを行い、意思の疎通を図りながら指導方針や進度、学習成果について共通認識ができるようにしている。特に、同科目複数担当の授業（「入門ゼミⅠ・Ⅱ」「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「音楽Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「保育実習（保育所）Ⅰ・Ⅱ」「教育実習（幼稚園）Ⅰ・Ⅱ」など）においては、さらに日々細やかな打ち合わせを実施している。

教員は、各科目において、学生個人の学習成果から学科の教育目的や目標の達成度を把握し、評価している。半期授業終了時には、各科目担当教員に「**授業・評価に関するコメント**」の提出を求めている。シラバスどおりに授業が進んだか、目標とした学習成果は達成されたか、評価方法は適切に行われたかなどについてのコメントを提出してもらい、教育の質保証と向上に向けてのPDCAサイクル実施に活用している。

学生に対しては、入学から卒業まで、科目の履修や資格の取得、就職活動などの各場面でクラス担任とゼミ担任が主となって責任を持った指導をしている。履修に関しては、新年度のオリエンテーション（「**オリエンテーション資料**」）やクラス、ゼミの時間に十分に指導を行い、履修登録も必ず担任がチェックしている。クラス担任とゼミ担任は、半期に一度は必ず個別面談を行い、履修状況と学習状況を把握している。（**個人面談票**）成績不良や出席状況不良な学生に対しては、個人指導でアドバイスをしている。学生全体の履修状況は常に教員全員で共有しており、新年度には必要な申し送

りを行う等、入学から卒業までの指導を徹底している。

事務職員も各々の職務を通じて、学生の学習成果を認識し、さらなる学習成果の獲得に対して貢献している。学生の学習成果の状況については、教務委員会や実習指導委員会でも検討され、情報共有が必要な事項は教授会で報告されている。本学の事務職員は、原則として全員教授会に陪席するため、教授会の審議・報告内容を通して学生の学習成果を認識している。

教育目的・目標の達成状況についても、教授会の審議・報告内容を通して教職員間で共有、共通理解し把握するとともに、また所属部署の職務を通じても把握している。

教務係を中心として、事務職員は履修及び卒業に至る適切な支援を行っている。学期初めのオリエンテーションでは、履修に関する資料を準備するとともに、オリエンテーションでの履修に関する説明にも同席して、説明のフォローを行っている。履修登録時においては、教務係は担任と情報共有しながらチェックを行い、不備や問題のある学生には掲示や呼び出しをして指導をしている。教務係は、毎日の学生の授業への出席状況を共有フォルダ上で更新しており、指導が必要な学生について担当教員に注意を促している。共有フォルダの情報は全教職員が把握することが可能であり、出席回数不足による定期試験の受験資格喪失防止の事前対応に寄与している。本学学生のほとんどが、保育士資格と幼稚園教諭免許を取得することを目的としており、資格に関わる実習を行うためには、科目の履修状況等も確認しながら実習審査は行われる。そのため、教務係と実習指導係と協力連携しながら、資格取得、卒業に至る支援を行っている。

学生の成績記録は、規程に基づき、教務係によって適切に保管され、卒業後の成績証明書の請求にも適切に答えている。また、入試に関する受験者の成績等は入試広報係によって、実習先からの評価票は実習指導係によって適切に保管されている。その他の記録についても、個人情報保護の観点から、保管と廃棄については十分注意をして行っている。

図書館の専門職員は現在、専任1名、兼任1名の計2名であり、開館時間中は、常駐できる体制を整えている。年度初めに、新入生に対して図書館利用ガイダンスを実施し、図書館の利用方法や文献検索の方法等を指導している。また、随時レファレンスなどの学習向上のための支援をしている。学生が求めている書籍に関する情報は、専門職員が教員と情報交換をすることで、どのような資料を紹介するか等の情報を得ている。

平成28年度より、図書館前に展示スペースを設け、季節や行事にあった絵本や書籍の紹介をするなど利便性を向上させるとともに、図書館への関心を高める試みを行っている。特に実習前には、実習に関連した図書を展示し好評を得ている。令和元年より、これらの企画や飾りつけを、学生図書委員が担当している。主に1年生の図書委員が持ち回りで、季節に応じ折り紙等での飾りつけと、展示する絵本の選書も行っている。図書館の館外利用では、一人につき10冊までの帯出が可能であり、期限を2週間としている。特例として保育所や幼稚園の実習等で利用する場合は、一人につき10冊以上の帯出を認め、返却日を実習後の最初の登学日に設定し、貸出期間を延長する



等、学生利用者の用途に合わせた利用形態を柔軟に取り入れている。学習向上のために講義での図書館利用も多く、「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」「保育内容（言葉）指導法」「保育実践演習」では、読み聞かせの実践等のための絵本の利用が多い。1年生の「入門ゼミ」では、分野を問わず学生自身が関心に沿った専門書を選び、レポートを作成する課題に取り組んでいる。専門書を手にする機会を設けることと同時に、図書館利用に慣れてもらうことも目的としている。また、「こども学」では、新聞から子どもに関連する記事を探しレポート課題にしている。学生による選書ツアーは、平成29年度より継続して行っていたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。東京神保町の三省堂書店本店にて、教職員引率のもと、学生による選書が行われるこのツアーは、1年生の学生図書委員を中心とした参加者に大変好評だったこともあり、新型コロナウイルス終息後は再開を予定している。学生図書委員会の活動を活発化させるために月1回の学生図書員会を開催している。図書委員による純真祭での読み聞かせとしおり作りコーナーの出店は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

また、昼休みに図書を積んだブックトラックを学生食堂へ持って行き、適宜貸し出しをする「移動図書館」についても、新型コロナウイルスの影響を受け今年度は中止せざるを得なかった。

コロナ禍にあっても実施できる活動として、本学の近隣にある未来屋書店羽生店からの提案を受ける形で、コラボレーション展示企画「埼玉純真短期大学図書館と保育を学ぶ学生が選ぶ絵本」が8月より開催されている。学生が作成した、実習で行った読み聞かせで良かった絵本を紹介するPOPが、書店内で絵本とともに展示されている。2か月ごとにテーマを設定し、展示替えをしながら継続している活動である。

**図書館だより**は3号発行した。ここでは教員のお勧め図書紹介や、実習に向けた書籍や新着図書の通知、読書の良さ等についてのコラム等を作成し、学生に発信している。更に、学生食堂に**新着図書紹介ポスター**を貼り、図書利用に活用できるような試みを行っている。

本学の図書館は、平成27年度末より、国立情報学研究所のNACSISに参加し、総合図書館業務システムLX3.0 Schallを導入して、貸出にかかる時間の短縮や業務量の縮小、検索機能の向上など図書館業務全般において効率化がすすんでいるが、書誌レコードの遡及入力を進め、目録情報データを検索しやすいものにしていく課題への取り組みは継続して行っている。

学内において、教職員全員に1台ずつノートパソコンが支給され、授業や大学運営業務で学内のコンピュータを活用している。非常勤講師に対しては、講師室で自由に利用できるパソコンを設置しており、持ち出しが必要な場合はノートパソコンの貸し出しを行っている。その他、事務室、チューターズ・ルーム、図書館にパソコンが置かれ、すべて学内ネットワークでつながっている。それらのパソコンは自由に利用でき、授業や大学運営に活用されている。

学生に対しては、パソコン教室のコンピュータを開放している。学生は、レポート課

題の作成、調査、情報収集などに活用している。パソコン教室のパソコンからアクセスし、学内ネットワークの学生共有サーバ上で、講義で使用した資料や学生の提出物の保管や受け渡しを行うことができるようにしている。教室が事務室の隣にあるため、学生からの利用に関する質問やパソコンの不具合には、随時職員が対応している。

各教職員は、それぞれの業務、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。令和2年度当初、オンライン授業への対応もあり、教員はそのための勉強会を開催した。また、補助金を受けて遠隔授業用の機器を導入したので、教職員対象に説明会が行われ、誰でも活用できるようにした。さらに、定期的に行われているFD・SD研修会では、すべての教職員が、それぞれの授業や業務に関する成果や課題をパワーポイント等で発表する機会をもっており、その中で、コンピュータを利用した授業実践や業務処理の発表も多く、お互いのスキルアップにつながっている。学内のWi-Fi環境の整備も整った。この結果、IPADを利用した授業も多く展開され、教職員はこれを適切に活用し、管理をしている。

**[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者に対して、「入学のしおり」と「プレカレッジシラバス」を送付し、入学してからの授業や学生生活についての情報提供を行っている。「入学のしおり」では、入学前のスケジュールや準備してほしいこと、入学式、入学直後の予定などを知らせている。入学前教育として、プレカレッジを実施している。特に「建学の精神を学ぶ」という必修授業では、本学の建学の精神である「学園訓」について学び、本学で養成したい学生像について理解を深める授業としている。また、保育・教育の現場で良く使われる漢字の課題練習や、保育・教育に関する授業を行い、大学での学びにつながるようにしている。また、大学のシラバスとほぼ同じフォーマットでプレカレッジシラバスを作成し、入学してからの授業スタイルに近い形で行っている。令和2年度入学生に対してのプレカレッジは、コロナ感染の心配から一部中止となった。

さらに、入学者に対しては、入学前オリエンテーションも実施し、**オリエンテーション資料**を配布して、入学してからの学習面、生活面についての情報提供を行っている。入学後の学内オリエンテーションでは、学生生活に関わること、資格・免許状取得、実習について、カリキュラムと単位の意味や時間割作成、卒業要件などの履修説明、学生相談室の紹介などについて、学年全体またはクラスごとに説明を行っている。また、入学直後に、例年は1泊2日で学外オリエンテーションを実施し、保育・幼児教育についてのシンポジウム、クラス集会、レクリエーションなどでの活動をとおして、これからの大学生活をより良い生活にしていくための意識づけを行っているが、今年度は、コロナ禍にあり、学外オリエンテーションは実施できなかった。

学習成果の獲得に向けて、入学時に学生便覧、各学年の開始時にシラバスを、さらに各学期開始時に「オリエンテーションのしおり」を発行し、履修や学習に必要な資料を学生に配布している。また各授業のシラバスはウェブサイトでも公開している。さらに、保育士資格、幼稚園教諭免許状取得のために必修である実習に関しては、「**実習マニュアル**」を作成し、テキストとして使用している。ウェブサイト「一在生の方へー保育実習・教育実習について」でも、実習への心がけ、実習を受ける学生によくあるQ&Aを掲載し、実習を支援している。また、「音楽」のピアノ学習について、本学で必修課題としている「バイエル教則本」の曲と子どもの歌について本学音楽教員によるアドバイス付模範演奏をウェブサイト「一こども学科ーピアノレッスン」において動画掲載している。スマートフォンからも見ることができ、学生のピアノ学習に役立っている。

学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対しては、各教科担当教員が必要に応じて補習授業、課題による学習を行っている。特に、ピアノについては、放課後の時間を使って補習を行っている。また、学生の中にはレポート課題がなかなか提出できない、書くことが苦手である、といった学習面に不安を抱える学生もいる。レポート課題を書くことに心配のある学生について、「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」担当教員が授業外の時間で、その学生にレポートの書き方の助言を行うなどのサポートを行っている。その他、基礎学力面で気になる学生や学習面で心配のある学生に対しては、各授業担当者が丁寧な助言を行う等してサポートを行っている。

1年生はクラス担任、2年生はクラス担任とゼミ担任によって、履修や学習についてのアドバイスができるようになっている。また、専任教員は、具体的な学習内容や学生の学習上の悩みなどについて、オフィスアワーを設定し、研究室で相談・指導を行っている。非常勤講師の場合は、出勤日に学生からの質問や相談に応じている。

本学は、通信による教育は行っていない。

進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について、組織的には行っていないが、希望する学生に対してさらなる課題や情報を提供するようにしている。具体的には、公務員試験などの対策として一般教養問題に取り組んでいる「教職教養演習Ⅰ・Ⅱ」では、進度の早い学生にはより高度な課題を提供している。また、「教職実践演習」の科目においても、さらに研究課題を深めたい学生には、その研究分野の教員や参考文献を紹介するなどして、学生の向学心に応えられるようにしている。

留学生の受け入れ、派遣については、実習や授業日程の都合により現在のところ実施していない。

入学前の成績（評定値）と入学してからの成績（GPAなど）の統計や、教職課程履修カルテの集計の分析をIR推進委員会で行い、FD・SD研修会において発表され、教授会で全教職員による学習支援の方策について点検を行っている。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生支援における教職員の組織については、教員組織として学生委員会、事務組織として学生係を設置、教職員が協働して職務を遂行している。定例会議は、第三水曜日を基本として担当教職員の出席をもって毎月開催している。この委員会では、学校行事やボランティア活動、クラブ活動等の状況報告、奨学金等に関する項目、学生アパートの巡回報告、学生動向について情報の共有を図っている。

学生が主体的に参画する活動に関する支援体制については、学生会が設置されている。この学生会は、全学生が加入する学生自治組織として位置づけられており、学生主体の学校行事及びクラブ・サークル活動の組織運営を行っている。特に、学生会の運営を担っている学生会執行部については、学生自らの立候補制で成り立っており、学生主体の学校行事の運営に大いに貢献している。例年、学生会主催行事として、毎年4月に新入生歓迎を目的とした「スポーツ大会」、10月に純真祭（大学祭）、1月に卒業年次生の集大成を発表する「表現発表会」、3月の学位授与式後に行われる「謝恩会」を企画・運営している。なお、今年度については、コロナ禍による予防対策を踏まえ、スポーツ大会と大学祭は中止し、表現発表会は感染症対策を徹底させて開催した。それぞれ、実行委員長及び副実行委員長を中心として、各クラスから選出された委員とともに企画・運営を行っている。また、学生会執行部は、オープンキャンパスでの受付業務、会場案内、キャンパスツアーの運営、模擬授業のサポートなどを積極的に行い、見学等に来学した高校生に対する親切・丁寧な活動を行っており本学学生の模範となっている。クラブ・サークル活動については、運動系6団体、文化系9団体が部長及び部員（学生）、顧問（専任教職員）で組織されており、活発な活動を行っている。特に、バレーボール部及びバスケットボール部においては、全国私立短期大学体育大会にて近年好成績を収めており、本学クラブ活動の中心を担っている。また、文化系クラブでは、スマイルサークル・Music Lovers が、さいたま水族館（埼玉県羽生市）にて定期的に子どもたちを集めて手遊びやパネルシアターなどを行う「スマイル幼稚園」の活動を継続してきたが、今年度は、12月に1回のみとなっている。

学生食堂は、事前にメニューがわかるように1週間のメニューを掲示し、学生利用の向上に努めている。カフェテリアの装飾は、学生と協力して季節ごとに工夫を凝らしたものにしている。マナー実践室は、学生のマナー教育のための実践ルームとして活用されているほか、軽音部やMusic Loversなどのミニコンサートなどが行われている。

遠隔地学生に対しては、提携している学生アパートを利用してもらっている。このアパートでは、学生生活のスタート時にかかる費用の負担軽減のため、洗濯機や電子レンジ、冷蔵庫、電子ピアノを設置している。

通学については、最寄りの羽生駅からスクールバスが定時運行されており、学生が利用している。それ以外に、近隣に完成したショッピングモールを經由して羽生駅西口に向かう巡回バスについて、8月末より大学を經由してもらうよう誘致した。この巡回バスについても、学生証を提示することにより、学生は無料で利用できる

ようになっている。また、自動車通学の学生のために、およそ130台の学生駐車場を用意している。例年の利用率は7割から8割程度であるが、今年度はコロナ禍による公共交通機関での通学を控える傾向があり、自動車通学が増え、駐車場利用率も10割に達した。毎年4月には、駐車場の利用申し込みに併せて安全運転指導を実施している。

本学における独自の奨学金として福田敏南記念育英学生制度がある。この育英制度は、子女の教育活動を経済的側面から援助し本学がめざす有為な人材育成を図ることを目的として創設され、現在、経済的困窮などにより学費の納入が難しい学生や児童福祉施設等の出身学生等を対象に、申請資格を満たす学生に対し納入金の一部または全額免除を行う制度として運用されている。

健康管理については、毎年4月に健康診断を実施している。また、学生生活上の悩みに直面する学生に対し、カウンセリングを中心とした専門的支援を行う学生相談室を設置している。学生のプライバシーを守りながら、一人ひとりを尊重し個性を伸ばせるよう心がけている。また、教員がオフィスアワーを設定し、適宜相談を受ける体制を整えている。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取に関しては、「**大學生生活アンケート**」などを適宜実施している。また、自宅外学生については、月1回のアパートの巡回訪問や年2回の懇親会などを行い、一人暮らし生活でのトラブルなどを未然に防ぐように努めている。自宅外学生の懇親会について、コロナの影響により今年度は実施できていない。

留学生の受け入れについては、「**外国人留学生受入規程**」および「**外国人留学生特別減免に関する規程**」について整備はしているものの、現状として対象学生はいないため、具体的な生活支援体制の整備は行っていない。

社会人学生の入学等については、学生募集要項に社会人入試を明記し、入学希望者の受け入れ、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。また、自主学習ができるようチューターズ・ルームを設置し、教員が定期的に学習指導や補習指導を行っている。

障害学生に対する支援については、現在、聴覚に障害のある学生が在籍しており、授業における座席の配慮などを実施している。それ以外では、車いす用トイレの設置やスロープの設置以外設備はない。

長期履修生については、受け入れていないので、受け入れ支援体制の整備は行っていない。

学生の社会的活動については、将来の保育者を養成する教育機関であるところから、ボランティア活動や地域活動を積極的に奨励しており、学生や教職員も積極的に参加している。ボランティア活動については、学生係が窓口となって埼玉県や近隣の保育所や幼稚園、児童福祉施設においてボランティア活動を行っている。具体的な地域貢献活動例は、羽生市で開催される「世界キャラクターさみっと in 羽生」で、2日間で40名近い学生ボランティアスタッフが参加協力しているが、今年度はコロナ禍により中止となった。また、埼玉県立のさいたま水族館で毎月開催して

いる「スマイル幼稚園」は、本学のスマイルサークル・Music Lovers 等が地域の子どもたちとの交流を実践している典型例である。それ以外にも、地元の各種団体により開催される行事などに積極的に参加、協力している。そして、これらの団体、個人に対して、卒業時に功労表彰を行って評価している。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

進路支援のために専任教員ならびに事務担当者からなる進路支援委員会を組織し、月1回、定期的に会議を開き、進路支援について意見交換や情報交換をするとともに、学生の就職支援に積極的な活動をしている。進路支援委員会は、2年次生に月1回「キャリアガイダンス」の時間を設け、本学で作成した**キャリアサポートブック**を用いて履歴書や志望動機などの書き方や、受験の仕方などを含めた試験対策を行っている。また、過去に就職した先輩を招き、就職への心構えや試験対策を学ぶことを行っている。進路支援委員会を中心として大学全体で協力し、毎年秋に「**合同就職説明会**」を開催しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、開催できなかった。そのため、キャリアガイダンスにおいて、自分の住んでいる地域に目を向け、可能ならば、個別に見学やボランティアを積極的に行い、様々な施設や園を知る機会を持つように指導を行った。学生が見学等に行った際には、ゼミ担当者と進路支援部の両方に報告するように指導しており、ゼミ担当教員と進路支援部が連携しながら学生の進路を考える機会を持てるようにした。

進路支援委員と事務職員が担当する進路支援室をチューターズ・ルームに設置しており、常に開放し、学生が求人票や過去の「**就職試験受験報告書**」「**公務員試験過去問題集**」等の閲覧を行い、自らが必要な情報を得て積極的に学べる環境整備に努めている。求人票は月ごとにまとめて動向をチェックしており、進路支援担当の教職員はもとより全教員が即座に学生の相談に対応できるように整えている。担当教員は学生の面談、小論文作成等の就職に関する指導を必要に応じて行っている。また学生が本学の方針や学びを活かし、卒業までに自らの保育観やキャリアを自覚できる場となるべく努力しており、日々多くの学生が利用している。

資格取得に対する支援として、本学は保育者養成校であるため、担当教職員が連携して保育士資格、幼稚園教諭免許状の取得のための支援を積極的に行い、保育者不足の昨今において、学生が社会に有用な人材となるべくキャリア育成に努めている。そ

のため、卒業時にはほとんどの学生が両方の資格を取得している。就職試験対策としては、キャリアガイダンスの時間を使って全員への試験対策を行っている。過去に就職試験を受験した学生には、試験内容や試験形式について記述した「就職試験受験報告書」の提出を求めているため、これらも参考にして就職試験対策を行っている。その上で、公務員試験対策講座を設けるほか、本学の地理的条件から群馬県で就職を希望する学生については、群馬県私立幼稚園・認定こども園協会適性検査の対策を行い、受講希望者には夏季集中対策講座を設けている。また、これらの受験を希望する学生を主たる対象として「教職教養演習Ⅰ・Ⅱ」の授業をそれぞれ前期、後期に開講し、夏季休業期間には公務員試験対策講座を実施しており、受験希望者の多くが利用している。その結果、今年度の卒業生においては、地方公務員試験に3名が合格できたほか、群馬県私立幼稚園・認定こども園協会の適性検査においても良い結果を得ることができた。学生個々が就職試験を受けるに際しては、ゼミ担当教員やクラス担任を中心としながら、進路担当の教職員が連携して対策を行っているため、学生全員が希望する進路先に就職することができている。

本学はこども学科単科で、就職のほとんどは保育所、幼稚園、認定こども園、施設であり、それらの就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。また、実習を行った実習先に就職する学生も少なくないため、各実習指導担当とも連携しながら情報を得て、これまでの保育所、幼稚園や施設との関係性を大切にしながら指導を行っている。卒業時には「就職活動に関するアンケート調査」を「選んだ時期・選んだ理由・試験内容」などの12項目で行い、それらの結果を踏まえて、今後の学生への就職支援に反映することを心がけている。またこれらのアンケートの結果を教授会で報告し、意見を交換するとともに、進路支援委員会において、本学の就職支援の在り方を振り返り、改善への手がかりとしている。

本年度は編入希望者が1名いたが、編入した学生は編入後も上位免許を取得するため、積極的に幼児教育の学びに取り組んでいる。今後も編入学や進学を希望する学生に対して、学部、学科の選択のアドバイスや個別に試験対策の支援を行うことが求められる。留学に関しては現在まで希望学生はいないが、海外の園の状況などは、授業を通して積極的に紹介し、訪問なども行っており、希望者がいた場合、丁寧に対応するべく準備をしている状況である。

ゼミ担当教員と進路支援委員会との連携を図った学生一人ひとりの適性や性格を考慮した就職支援を行うという内容は、「卒業時の就職活動に関するアンケート」を実施したことで、ある程度の結果が得られた。これらは情報提供の場が広がり成果を上げていると考えられる。今後の課題は、就職に関する情報をより迅速に教職員全体で定期的に情報交換の場を持ち、互いに学生の進路に対する情報を共有することである。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生が多様化しているので、学習成果の向上に向けても、さらに個別対応の必要性を感じている。全学的かつ学生個人の学習内容習得状況を把握した上で、より具体的な支援の方法を考えていくことが課題である。



学生生活については、熊谷市方面からの通学方法の検討が必要と考える。また、駐車場の排水等については、一昨年排水口の改善を実施し、今年度舗装整備を実施した。アメニティ関係では、平成31年度の学生数の増加の準備として、平成30年度の間から食事をできる場所の増設、水道の整備等を進めてきた。トイレの第2期工事の実施及び食堂の座席配置や増設等については、コロナ禍の対策と合わせて座席数の減席やパーティションの設置などの課題が急務となっている。あわせて、学生数の状況により、今後もさらに改善が必要である。

進路支援において、今後さらに正確で迅速な就職に関する情報提供を行い、学生の就職に備えることである。本学には遠方の学生もいるため、遠方地域も含み、地域ごとに就職に関する情報を迅速に得て提供することが必要である。また情報提供だけでなく、入学から卒業までの過程で、学生自身がキャリアアップできたことを実感し、一層の自己肯定感を持てるような支援を目指すことが課題である。

また、今年度から、保育者対象の「リカレント教育講座」を始めたが、コロナ感染症の状況を踏まえて、卒業生のみで開催することに至った。卒業生のみであったが、「家庭支援」「発達障害児の支援」という2つの講座を開催することができ、卒業生からもよい評価を得ることができた。今後は、地域全体の保育者を視野に入れた「リカレント教育講座」を開催し、学びの輪を広げることが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

グローバル化が急速に進む現代では、幼児教育・保育の場においても多様な国からの子どもたちを受け入れており、国際感覚を持ち、他文化を理解して、ダイバーシティを受容できるような心と広い視野を持つ保育者像を目指す学生を養成することが保育者養成校にも求められている。このため、希望する学生に対して、平成28年度よりインドネシア・バリ島の幼稚園・小学校と外国語大学・教員養成大学で文化交流を行う1週間の海外研修を実施している。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の心配から中止となったが、この取組みについては今後も継続し、文化伝承と他文化理解への意識と重要性を喚起できるものとして考えている。

本学で行われる様々な行事「入学式・オリエンテーション」「保護者会」「学園祭」「表現発表会」「卒業式」などの後には、必ず教職員全員からの「**大学行事に関する振り返りアンケート**」を実施している。アンケート結果は各担当部署が取りまとめ、その結果は教授会で報告されている。さらに、次年度の行事開催前に、担当部署は前年度のアンケート結果を確認し、問題点を改善して行事の実施計画を立案するようにしており、学生支援の1つであるそれぞれの行事をより充実したものとなるように工夫している。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の中、感染防止対策しながら、少しでも学生生活を充実したものにしていくかを考える1年であった。今年度得たリスク管理で必要な事項は今後引き続き、学生の健康、安全の保持に活かしていきたい。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

前回の認証評価報告書の教育課程に関する改善計画は、学習成果の測定とフィードバックの方法である。「学習成果に関わる報告書（ポートフォリオ）」「科目別ルーブリック」に取り組んだところであり、「純真検定」を実施しているが、より、保育者養成校として習得して欲しい学習成果になるよう、問題の精査を行っている。「純真検定」を含め、学生個人、各科目、学科としての学習成果の測定を行い、これらの結果を分析し、各科目、学科に対しフィードバックできるように計画している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生が多様化し、問題を抱える学生も増えている状況に対して本学教員が相談にのっていたが、定期的に学生相談室を開室しカウンセラーを置く体制を整備していく予定である。

また、学生自身が学習成果を確認できるように、「純真検定」を実施しているが、より、保育者養成校として習得して欲しい学習成果になるよう、問題の精査を行っている。さらに、「学生へのフィードバック方法を検討し、学生自身が学習成果を把握できるようにさらに工夫していくとともに、回答結果の分析を行い、授業の改善を図っていくようにする。

専任教員担当科目でルーブリックを作成したので、今後、全科目でルーブリックを作成し、ルーブリック分布での学習成果の測定、評価をできるようにする。さらに、「授業・評価に関するコメント」等によるPDCAサイクルの実施を生かして、大学全体で点検できるシステムを作り、より学習成果につながる教育課程を編成できるようにしていく。

また、就職後のキャリアアップを目指し、本学がリカレント教育を視野に入れた学びの場を広げることも今後の課題である。保育士資格と幼稚園教諭免許状の二つの資格と免許状を取得するため学生が自由選択できる科目はごくわずかである状況は変わらないが、今後も時代の要請と学生の実情に合わせて学際的な教養教育科目の充実を考えていくことが必要である。そのためには、今まで以上に、高等学校や就職先などからの聴取を心がけ、IR推進委員会を中心に教育改善をしていきたい。また、教職課程再課程認定や保育士養成課程の見直しなどの法令・省令の改正や社会の変化にも対応すべく、平成31年度に向けた教育課程の編成を進めたが、平成31年度からの実施状況を点検しながら、今後も適正な教育課程の編成を進めていく。

学生生活において課題となっている、通学面での改善（バス路線の計画、バスの増便）については、民間バスの乗り入れが検討されて改善されつつある。食堂については、今年度はコロナ対策が一番の課題となり、パーテーションの設置や、安全な食事の提供の方法などが検討された。今年度の取り組みを活かしながら、学食スタッフが中心となって、今後も学生のニーズに応えながらより良い学食運営になるよう努力していく。

進路支援の課題として、公的機関も含み、今まで以上に様々な機関と連絡を密にしながらか就職に関する正しい情報を得ることである。既に行った就職活動に関するアンケート調査の内容をさらに精査して改善し、そのアンケート結果を教授会等で話し合い、教職員全体で就職に関する情報を共有し、学生へのさらなる正確で細やかな情報提供を可能にしていくことが重要と考える。また、2年生の学生数と同じくらいの数の保育所や幼稚園、施設が参加してくださる合同就職説明会（今年はコロナウイルス感染症対策のため開催できなかった）は対面で情報交換できる好機と考え、さらに充実させていく。

また、就職に関する情報提供だけでなく入学から卒業までの過程で、学生自身が自己肯定感を持ち、自分らしく誇りを持って就職できるように支援することである。ゼミの教員と連携し、学生個々のキャリアアップの視点から教職員全体で応援し、支援していくことが求められる。

本学では、ホームカミングデーを設け、就職後のフォローをしているが、今年度はその中で卒業生を対象にリカレント教育の一環として、本学教員が講座を2つ開き好評であった。卒業生のキャリアアップの機会を持つとともに、次年度も公開講座の日程に昨年度同様にリカレント教育講座を組み込み、地域の保育者及び卒業生の学びの機会を一層充実したいと考えている。コロナウイルス禍の現状も考えて、今後、就職後のキャリアアップ支援を、ネット上のズームやクラスルームを通して行うなど広い視野でリカレント教育を考えることが課題である。

少子化による18歳人口の減少の中で、質と量が求められている保育者養成を行うためにも、今後一層、本学の取り組みや特徴を発信しながら、教職員一同共通理解のもと、入学生確保に向けて努力し、入学から卒業までの学習と学生生活の質とを高めていく努力をしていく。

### 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

#### [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

##### <根拠資料>

- ・ 教員授業実施心得10章
- ・ 研究・教育と活動計画書
- ・ 埼玉純真短期大学研究論文集
- ・ ウェブサイト「研究成果の公開」
- ・ FD・SD報告書 [令和29年度]
- ・ FD・SD報告書 [平成30年度]
- ・ FD・SD報告書 [令和元年度]
- ・ 授業相互参観報告書
- ・ 埼玉純真短期大学事務組織事務分掌規則
- ・ 埼玉純真短期大学規程集

- ・ 緊急連絡網（教員・職員）
- ・ 火災（防災）避難計画
- ・ 大地震対応マニュアル

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、保育士・幼稚園教諭養成の「こども学科」単科の短期大学であり、複数学科を設置している短期大学と比較した場合、設置教育科目に基づいた専門分野・経験などを考慮した教員組織を編制することが重要であるといえる。本学の入学定員は150名（収容定員300名）で、専任教員数14名（教授4名・准教授7名・講師3名・助教2名）、男女数（男7名：女7名）・年齢別構成（60歳～：7名・50～59歳：3名・40～49歳：2名・30～39歳：1名・20～29歳：1名）は、教員数についても基準を充足しており、**短期大学設置基準**に基づいて適切な教員組織が編成できている。

この教員組織における本学の専任教員採用や昇任にあたっては、短期大学設置基準の規定に則り、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等を考慮し、本学の就業規則や教育職員選考規則の規定に基づき、**教育職員資格審査委員会**で選考を行っている。これら専任教員の主な業績などはウェブサイト公表している。

本学の授業実施にあたっての主要科目は専任教員があたっているが、専任教員で充足し得ない科目にはバランスを考慮しながら非常勤教員を配置している。この非常勤教員の採用についても、学位、研究業績、その他の経歴等の短期大学設置基準の規定を遵守している。現在、補助教員は配置していないが、実習指導に助手を配置している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。  
① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学の建学の精神・教育方針に則り、本学が目指す「信頼される保育者」養成のために必要な知識や技術が効果的に学べるように実務経験のある教員を多く配置し、授業科目を編成し、かつ資格・免許に対応した教育課程の編成・実施の方針に基づいて学習成果を上げている。

こども学科の教育・研究活動の方針は、年度当初の教授会で学長から全教職員に印刷物等を通して周知徹底される。具体的には、「**教員授業実施心得10章**」等である。教員が授業を実施する上での留意事項等を書き記したものであり、平成19年度より実施され、年度ごとに改訂されている。第2章の本学の教育目的においては、学園訓である「気品・知性・奉仕」を確認し、第3章では努力目標を掲げている。努力目標の6)で「授業に活かせる研究活動を行うよう努力する。」としており、教員の研究成果が学生に還元できるよう喚起している。これらの方針を基に、短期大学の教員としての使命を果たすべく、研究と教育のバランスを考えた上で、常に学生の将来を念頭に置き、教育・研究活動を進め成果を上げている。

教員は年度当初の学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、**研究・教育等活動計画書**を作成している。年度内で1本以上の論文作成や学会での発表等を教員の責務として求めており、計画に沿って研究を進めている。研究活動の多くは、直

接教育と結びついており、学生への教育活動において研究活動の成果の還元が行われている。

教員個人の研究活動の状況は、本学ウェブサイト教員紹介のページで、各教員の研究成果及び業績を公開している。また、本学ウェブサイトには、既刊の「**埼玉純真短期大学研究論文集**」はすべて電子公開している。

科学研究費補助金、外部研究費等の獲得について、毎年、様々な研究費獲得への申請を行うよう奨励している。令和2年度は、講師1名が「若手・女性研究者奨励金」に応募し、若手研究者奨励金を獲得している。

専任教員の研究活動については、次のとおり規程を整備している。

- ・埼玉純真短期大学個人研究費使用規程
- ・埼玉純真短期大学研究論文集規程
- ・埼玉純真短期大学研究論文集投稿内規
- ・埼玉純真短期大学研究倫理指針
- ・埼玉純真短期大学研究倫理委員会規則

研究倫理の遵守については、学術研究が適正かつ円滑に遂行され、かつ社会からの信頼を得るために、本学において研究に携わる者が常に自覚し遵守すべき基準として「埼玉純真短期大学研究倫理指針」を定め、研究者の行動規範等について示している。また、研究倫理指針に基づいて教育研究水準の向上を図り、短期大学設置の目的及び社会的使命を達成するために、本学で行われる研究に関し、申請者から提出された実施計画等を倫理的及び社会的観点から審査する「研究倫理委員会」を「埼玉純真短期大学研究倫理委員会規則」によって設置し、研究倫理の遵守の徹底を図っている。また、本学では専任教員と非常勤教員との共同研究への研究助成や年間優秀教員の表彰により、さらなる教員の質の向上を目指している。

研究成果を発表する機会として、「埼玉純真短期大学研究論文集」を発行している。研究論文集は、図書館情報委員会が編集を担当し、埼玉純真短期大学研究論文集規程および埼玉純真短期大学研究論文集投稿内規に基づき、毎年1回刊行している。平成28年度3月刊行のものから、論文の精度を高めるため、学内での査読を経た論文集へと改めた。

専任教員（特任教員を含む）には個室の研究室を設け、研究環境を整えている。また、各研究室には学内LANが整備され、コンピュータも各自に1台ずつ貸与するなど、教員の研究活動を支援する環境を整えている。研究時間の確保については毎週1日の研究日があり、この日を利用してフィールドワークなどの研究、研修を行っている。

また、平成21年3月から海外研修を実施している。平成21年3月には、アメリカにおける教育の現状を視察するため、カリフォルニア州にある Santa Barbara City College、Montessori Children's School、C. L. Smith Elementary School 等を視察した。また、平成23年3月には、同様にフロリダ州にある University of Central Florida を視察した。また、平成27年3月、平成29年3月、平成30年3月にはインドネシア・バリ州のサラスワティ外国語大学（平成29年3月交流協定

締結) や国立ガネシャ教育大学 (平成30年3月交流協定締結)、その付属幼稚園において交流を行っている。こうした海外研修を通して、アメリカはじめ東南アジアにおける教育の現状を知り、幼児教育について新たな視点を得ることができており、教職員としての見聞を広め、大学運営に寄与していると感じている。なお、専任教員の留学等に関する規程は現在のところはないが、埼玉純真短期大学個人研究費使用規程を準用し、海外出張なども行えるようになっている。

FD活動にあたっては、「FD&SD推進委員会規則」を定め、授業・教育方法の改善のため、FD&SD推進委員会が中心となり、授業改善のために全専任教員の研修活動を進めている。まず、前期期間、後期期間ともに授業の相互参観を行い、授業**相互参観報告書**を作成し、自らの授業を振り返るとともに授業担当者にフィードバックしている。今年度はオンライン授業も行ったため、オンライン授業用の授業参観報告書も作成し、対面授業かオンライン授業かどちらかを選んで参観し、報告できるように工夫した。更に、FD・SD研修会として、外部からの講師を招いた研修会も実施している。それらの研究報告の内容をFD・SD報告書としてまとめ発行している。その他、毎年授業実践について、シラバスを踏まえたものであったか、評価は適切であったかの振り返りや、学生からのアンケート結果へのフィードバックも行い、随時自らの授業を振り返る機会を設けている。ただし今年度に限っては、授業評価アンケートを取ったものの、コロナ対策に時間や作業を取られ、アンケート集計が行えておらず、次年度に持ち越してしまったことが反省点である。授業の相互参観や振り返り活動を行うことにより、自らの授業方法や教育方法について反省し、検証することができ、さらに質の高い授業を行えるよう改善につなげている。

専任教員は、FD&SD推進委員会を中心とした研修活動と自己点検・評価委員会を中心とした諸活動への評価活動を行うことで、授業や教育方法の改善に努め、学生の学習成果の獲得が向上するように努力している。また、学生の学習成果の獲得の向上にあたっては、教員間の協力とともに、教職員が協力して学生に対応していくことが必要である。授業内容等については、授業担当教員間で打ち合わせを行い、意思の疎通を図りながら方針等について共通認識を持ち授業を行っている。また、教職員間も各委員会やブリーフィングを通して緊密に連携しながら学生への対応を行っている。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

- ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-3の現状＞

本学の法人本部は、系列の高等学校や大学・短期大学が所在する学園の拠点である福岡県にある。このため、開学当初から、本学は法人本部と密接に連絡を取りながら、独自の学校運営を行ってきた。本学の事務組織は、庶務係・教務係・学生係・入試広報係、さらに学生の実習を支援する実習指導担当、進路支援担当を配置している。図書館司書は事務組織に含まれている。職員の配置は、学生対応に支障をきたすことがないよう原則2名体制で適性を考慮しての配置をしている。また、それぞれの職員は事務をつかさどるにふさわしい職能を有した者を配している。人事労務、管財関係の業務は事務局長直轄として庶務係が担当するなど、事務組織の責任体制は明確化されている。

本学管理運営に関する規程・規則の中に、「**埼玉純真短期大学事務組織事務分掌規則**」をはじめ事務関係諸規程を整備している。

本学の事務業務については、学内でのOJTや学外での研修で、専門的な知識を修得し業務にあたっている。OJTを進める意味からも、情報・業務の共有化を図り、専門的職能を得られるようにしている。

事務職員には各自専用のパソコンを配付し、日常の業務を円滑に行うとともに、重要事項及び事務間の横断的な事項は事務共有サーバに保存し、情報の共有化を図っている。また全事務職員がワンフロアで勤務することにより、事務職員間での意思疎通が密接に図られ効率の良い執務が行われている。また、業務に必要な備品や消耗品は、事務担当者が、関係部署との連携を図りながら、点検や補充を行い、円滑な業務遂行に導いている。

防災対策については、火災等の災害に備え、**緊急連絡網**を整備し、**防災避難計画**を立案し定期的に防災避難訓練を実施している。学園共通の「**大地震対応マニュアル**」の改訂が終了し、平成30年度当初に全員に配布し運用を開始した。情報セキュリティ対策については、本学で契約した外部委託業者に管理をお願いし、また法人本部の情報管理部門の担当職員が、本学のセキュリティ関連の安全対策を講じている。

事務職員のSD活動に関しては、「FD&SD推進委員会規則」を定め、規則に基づいて活動を行っている。本学は小規模短大であるため、教員も職員と一体となって業務に当たっている。そのためFD活動とSD活動を合わせて行っており、規則も「FD&SD推進委員会規則」とFDとSDを合わせたものとなっている。具体的な活動として、外部講師によるFD・SD研修会が挙げられる。また、毎日の朝礼時に職員が当番制（1人）でテーマに基づき3分間スピーチを実施することで、各自の発表スキル訓練、コミュニケーション力アップを図っている。さらに、後期の教授会日に、教職員全体でFD&SD発



表を行っている。令和2年度は、昨年度に引き続き、各委員会を発表者とし、「委員会内では周知されているが、教職員全体に伝えるべき事項の共有」や、「委員会で取ったアンケート結果・考察や改善策等の共有」を目的として行った。今日求められている「教職員の協働」を踏まえ、SD発表は組織的に教職員が協力して行った。このようにしてSD活動を通じて職務を充実させ教育研究活動等の支援を行っている。これらの活動を通して日常的に職務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。今年度の課題としては、第一に、コロナ関係が原因で議題が多く教授会の時間が延長されたため、予定していた研修発表日を別日に再調整せざるを得なかったこと、第二に、パート職員が勤務時間の関係でSD発表の時間には退勤となってしまうことである。次年度からは、発表スケジュールを調整し、発表に支障の起きにくい、スムーズな開催を行いたい。

教員との連携に関しては、学内の各種委員会を教員と職員でメンバー構成(メンバー表)を行い、教職員間の情報交換や共有化を行い、有効な意思決定に役立たせている。また朝礼後に学長以下各部長・委員長及び各事務部署代表までの出席により、毎朝20分程度のブリーフィング(運営委員会)を開き、関連部署との連携を図り、クイックアクションときめ細かな業務フォローを行っている。更に各種委員会での内容を月一回の定例教授会(拡大教授会とし全教職員が参画)に審議や報告として上程させ、全教職員の共有化を図り、学習成果を向上させることに役立てている。

本学の事務組織は図書館業務を含め、事務局長以下16名の職員で担当している。平成25年7月に3か所に分散していた事務室を1か所に集約して全員の業務状況の可視化を行った。相互に業務の助け合いや研鑽ができるような環境づくりを行い、現在も継続してその成果を検証中である。また、年度中の体制に大きな変化はないが、業務の時期的な増減により、一部を入れ替え業務の効率性と平均化を図っている。但し、業務や人員の効率化を追求するあまり、学生へのサービス低下があっては本末転倒である。今後はいっそう「顧客は学生」との認識に立ち、学生の満足度を向上させていきたい。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

**<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>**

「労働基準法」「教育公務員特例法」等の関係法令に基づき、本学園に勤務する教職員の就業に関して「就業規則」を定め、適正な人事管理が行われている。特に教職員の日常の就業時間や休暇取得については機会のあるごとに遵守するよう注意と喚起を促している。

全ての諸規程を整備し、ウェブサイトに掲載され、教職員の就業に関する諸規程も教職員は自由に閲覧することができる。教職員の就業はこれらの規程に基づいて適正に管理され、実行されている。この結果、勤務は厳正であり、就労意識も高い。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学の教職員は少人数ではあるが、互いに協力、連携しながら学生に不利益を及ぼすことのないようにしている。しかし、授業（8コマ程度）以外に実習指導訪問などの出張業務に加え、学生相談など学生に関わる多くの業務を抱える専任教員が研究活動に取り組めるだけの十分な時間を確保することも今後の課題である。

特に近年、実習や就職活動における学生の個別対応をはじめ実習指導訪問や高校訪問、就職先訪問さらにはオープンキャンパス・委員会活動などと、教職員は多くの時間を教育・研究以外に費やさざるを得なくなっている。特に学生には書類の書き方については授業で指導はしているものの、学生にとっては初めてのことばかりであり、すべての事柄が不安材料となり、個別の指導を求める傾向が増えている。このような学生対応は教職員にとっては重要な業務であるが、教員の研究活動や授業準備時間を減少させるだけでなく、事務局職員にとっても業務負担が大きくなっていることも一つの課題である。このように学生により良いサービスを提供したいと努力をしているものの、一方では教職員の増員は人件費増を生み、本学のような財政規模の小さな短期大学では、このことが財政的負担となってくることも大きな課題となっている。また、教員の男女バランスは良く保たれているものの、年齢構成においては科目特性からどうしても経験者に偏りがちとなり、年齢構成のバランスも高年齢に偏りが見られることも課題といえる。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

本学のような専門職養成型の短期大学にあっては、理論と実践を兼ね備えた教員による学生教育が重要である。そのため本学では教員採用にあたっては、原則的に修士以上の学位を取得し、かつ保育・教育現場経験者をできる限り優先して採用している。一方で将来を夢見る大学教員の養成も短期大学の責務と考え、若手の現場未経験の教員も採用しており、これら若手の教員にはできる限り現場に出向いて保育・教育現場と科目を結びつられるように配慮もしている。本学のような保育者養成校では、常に変化する保育・教育現場での問題を把握し、学生教育にあたらなければならないため、研究日などにはできるだけ現場での研究活動を行うよう促している。

もちろん、専任教員だけではすべての科目を担当することはできないことや専任教員の研究活動や授業準備の時間を確保するために非常勤教員にも授業担当をお願いしている。幸いなことに、本学はこれまで地域密着型の短期大学を目指し、埼玉県教育委員会、羽生市・行田市・加須市など近隣の教育委員会や地域の保育所・幼稚園や小・中・高校、施設などとも緊密な関係を築いてきた結果、現場経験のある非常勤講師や特別講師の派遣を含め、教員組織整備のためにご尽力を頂くことができています。

教員が担当する授業を学生にとって有益なものとするためにも、教員は常に保育・幼児教育現場の調査や研究活動が重要であるとの考えで、自身の授業を良くするための研究活動を促している。これは全ての専任教員に毎年最低1点の論文等の作成、または学会等での発表を課しており、さらにはFD・SD研修会において授業実践報告も義務付けている。

事務組織においても同様で、すべての事務担当者が一部屋で業務にあたり、互いの業務遂行状況を確認め合いながら協力的に業務に取り組んでいる。このことは、毎朝のブリーフィングにおける業務確認や学生・教員・外来者に関する情報共有が有効に働いているものと考えている。また、FD・SD推進活動を通して学生の学習環境や学生満足度が向上するように自らの業務改善報告も研修会でおこなっている。

このように本学のような小規模短期大学においては、少人数の教職員がいかに有機的な結びつきができ、学生の学習活動をサポートできるかが重要な課題となる。そのため本学では毎朝のブリーフィングはもとより、委員会や教授会にも教員と職員が出席し、共に意見を交換しながら協力的に活動できていることが特記事項として誇れることだと考える。

#### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

##### <根拠資料>

- ・埼玉純真短期大学規程集
- ・図書館資料除籍に関する内規
- ・危機管理マニュアル
- ・緊急連絡網（教員・職員）

#### [区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。

- 
- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

### ＜区分 基準Ⅲ-B-1の現状＞

本学の立地条件は恵まれており、都会の喧騒から離れて、じっくりと教育・研究に取り組むことのできる緑多いキャンパスである。校地・校舎・備品・図書などの施設設備も整い、優れた教育環境を備えている。また緑地部分が広く、情操環境としては貴重かつ最適である。

校地面積は、短期大学設置基準(3,000㎡)の約8.3倍の広さの24,681㎡である。運動場の面積は、7,379㎡である。校舎面積は、基準面積の約2.0倍である5,689㎡である。以上のように校地・校舎共に、短大設置基準を満たしている。本学は、障がい者対応として一部「トイレのバリアフリー化」及び建物間連絡通路の一部バリアフリー化を行ってきた。昨年度は、行事による外部来学者の増加に伴い、多様な使用ニーズに対応できる多目的トイレを学生食堂エリアに一箇所設置した。

本学キャンパス内に、研究棟、学習棟、研修棟、体育館を持っている。2階建ての学習棟は普通教室、演習室、大講義室、小児栄養実習室、リズム音楽室、ピアノ個人レッスン室(20室)、パソコン教室、保育実習室、調理室、印刷室、学生会室等があり、学習棟正面入り口には事務室が設けられ、学生たちも気軽に相談等に来られるようになっており、廊下及び階段下には連絡事項伝達のための掲示板が設置されている。

3階建ての研修棟は、1階部分が学生食堂、絵画工作室、マナー実践教室、2階部分が普通教室、中講義室(アクティブラーニング教室)、3階部分が普通教室、沐浴実習教室、和室がそれぞれ設置されている。研修棟は沐浴実習教室、和室以外の教室は、全室が机・椅子が可動式になっており、アクティブラーニング・グループワークを積極的に行える環境となっている。また、本年度は、研修棟エアコンの老朽化及び冷媒対策として、エアコン更新工事(第二期)を行った。更には、経年劣化に伴う改修工事として、令和2年度は、学習棟(事務室上)屋根の修繕工事を行い、次年度も学習棟(教室上)の屋根修繕工事を行う予定である。

また、新型コロナウイルスの緊急事態宣言下での感染防止対策のため行った休校期間中は、早い段階でリモート授業に切り替え配信授業を行った。この経験から、今年度は、ICT関連の充実を図るべく、「令和2年度私立学校情報機器整備費(遠隔授業活用推進授業)補助金の申請を行い、内定(交付)を受けた。内定後、多目的室を遠隔授業スタジオとして、遠隔環境授業機器一式を整備し、通信による相互授業を可能とした。これらの整備、修繕、改修工事を通して、学生の教育環境整備を行い、学生満足度の向上を図った。

授業に必要な備品や機器については、ピアノ(電子ピアノを含む)、リズム音楽機器、栄養実習道具備品、情報関連機器、沐浴実習道具、絵画工作・陶芸関連の機器・備品などが整備されている。

また適切な面積の図書館を有しており、専門図書、参考図書を整備している。図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等は十分であり、購入図書選定システムや廃棄システムによって、蔵書の見直しが定期的に行われている。図書館は、本学が開学した昭和58年4月に開館し、研究棟の一階、二階を専有して総面積は266.2平方メートルである。一階は、一般書架・集密書架・ブラウジングスペース・司書室等があり、二階は、閲覧席・参考図書架・雑誌架・視聴覚資料架・AVブース等を配置している。

表16 蔵書数等 (令和3年3月31日現在) (単位:冊、点)

蔵書数	学術雑誌数	AV資料数	座席数
54,005	51	2,261	44

表17 令和2年度 入館者数、貸出人数、貸出冊数 (単位:人、冊)

区分	入館者数	貸出人数	貸出冊数
令和2年度	4,140	2,126	8,318

図書館資料の購入については、図書館資料選書基準を基に図書館情報委員会で検討し、購入している。選書においては、こども学科に関連する保育、幼児教育、発達障害等の領域に重点を置き整備している。特に、保育所・幼稚園実習の際に使用される絵本・紙芝居等の中で、利用頻度の高い資料については複本購入をして学生の利便性を高めている。また、学生や職員からの購入希望も積極的に取り入れ、ニーズにあった資料の整備も目指している。新規購入図書に関して、教職員に関しては教授会報告、学生に対しては掲示を通して周知している。図書館資料の廃棄は、「**図書館資料除籍に関する内規**」を基に行っている。排架スペースの確保と有用な図書館資料の保有のために、廃棄は重要な業務と捉えている。しかしながら、将来の地域への図書館開放等を見据えると慎重に行わざるを得ない。廃棄した資料は、学生、教職員や地域の方々へ無償提供する機会(大学祭など)を設けている。

表18 令和2年度 図書館資料の購入額 (単位:円)

図書・視聴覚資料	新聞・雑誌等	合計
3,424,080	793,586	4,217,666

体育館は1棟、面積は、934㎡である。スポーツ・レクリエーションに関する授業やクラブ活動実施に当たり適切な面積を有している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

学園の統一規程として、経理規程、経理規程施行細則、固定資産及び物品管理規程、資産運用に関する取扱基準を整備しており、諸規程に基づいて維持管理を行っている。

防災対策に関して、**防火防災規則をはじめ、危機管理マニュアル、緊急連絡網（教員・職員）**を作成し、学内点検や避難訓練を実施している。また、学内の警備システムは、授業日は事務室内に設置している集中警報システムで管理を行っており、休日及び夜間は警備会社(アルソック)との連携を行っている。地震、大災害等への備えは、定期的な点検を行うと共に主な教室等に懐中電灯を配置し、簡易ブランケットを準備している。また自動販売機は停電時手動使用が可能になるよう設定し、災害時にも飲料水等を提供できるようにしている。又、防火対策として平成30年度末に研究棟屋上の消火水槽の老朽化対応のため、一階ポンプ室への「補助加圧ポンプユニット」を追加設置し、火災時等に加圧での消火用水供給を可能とした。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、学内すべてのコンピュータにウィルス対策ソフトを導入し、コンピュータウィルスの感染および拡散を防止している。

また、部門間(教室・教員・事務職員)の通信をファイアウォールで制限・遮断することにより、ネットワークを介しての情報漏えいを防止している。

各部門、業務上のデータ消失を防ぐため、ファイルサーバを設置し、さらにバックアップを行い、データ消失を防いでいる。

経理端末は福岡の法人本部の経理システムのサーバにクライアント接続できるが、接続IDとログインパスワードで管理されているため、不正に接続できない。

経理システムのサーバの安全管理は法人本部でなされており、サーバに対する無停電電源装置の設置、定期的なデータのバックアップ、ソフトウェアの保守契約等により各種障害に対する安全対策を施している。

環境への配慮では、本学において、校内ごみの分別回収、給茶器等での使い捨て紙コップの廃止、夏季期間クールビズをはじめ、消灯や冷暖房の温度設定など、省エネ・環境保全対策を実施している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

向物的資源としての課題は、本学が竣工から37年たち、校舎の老朽化に伴う修理・修繕への対応の必要性である。平成29年度には学生への利便化を図る目的で学習棟の女子トイレの洋式化が図られ、学生から大変好評である。続いて令和元年度は、研修

棟トイレの改修工事及び多目的トイレが一箇所設置され、更に学生満足度向上を図った。令和2年度は、老朽化が進み、以前から多くの改修指摘があった、管理棟トイレ（来賓・教職員用）の改修工事を行った。また、図書館利用に関しては、入館者数の増加にともない、閲覧スペースの狭さが問題となることがしばしば見受けられる。図書館を情報センターとして整備することも検討し、学生にとって魅力ある図書館づくりを一層進めていきたい。

防火防災面では、火災等の災害に備え、緊急連絡網を整備し、火災（防災）避難計画を立案し、羽生市消防本部の指導のもと、定期的（年一回）に防災避難訓練を実施しているが、今後は、特に震災を想定した防災計画、とりわけ帰宅困難者の対応策なども、早急に検討する必要がある。

コンピュータ関係は、現在セキュリティが保たれているが、今後は、情報システムに関連する各種要領の作成を準備し、教職員の教育・訓練を体系化することで、情報システムの安全化を図る予定である。

環境への配慮では、現在の取り組みが、まだ不十分であり、教職員から学生に至るまでの意識高揚が不可欠と考え、教授会（拡大全教職員参加）や研修会、学生集会を通して啓蒙を図っていく。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

本学の施設設備は、開学以来約37年を経過していることから、様々な部分で老朽化が目立つ状態になっている。こうした中、学生の安全を最優先に考え、各種法令・条例等に則るとともに、常に注意の目を向け定期的な点検や修理、必要な検査や整備を怠ることなく継続的に実施していく予定である。

また、コロナ禍で感染恐れにより電車通学から自動車通学へ変更する学生の増加に対応するため、学生用駐車場の改修・増設工事を行った。従来の70台から36台分を増加し、106台の駐車を可能とし、学生のニーズに対応した。

また、教育用コンピュータや管理用コンピュータについては、OSのサポート期間を考慮しながら、計画的な入れ替えを目指す。

セキュリティに関しては、学園本部のセキュリティシステムと連動を図りながら、学内における対応体制を早急に検討し、改善計画を実行したい。

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

##### <根拠資料>

- ・ 学内LAN敷設状況
- ・ パソコン教室の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

全ての教室で LAN 接続が可能（学内 LAN 施設状況）になっているとともに、プロジェクターが設置されている。その結果、これまでの従来の板書から映像などの提示により授業の効率化が図られるとともに、講義中にリアルタイムでインターネット等の情報を提示する事が出来るようになってきている。今年度は、遠隔授業に関わる環境整備計画による機器導入を行い、保育技術向上のための環境が新たに整備されている。

ピアノ個人レッスン室 20 個室、電子ピアノレッスン室には電子ピアノ 22 台が置かれ、学生の技術向上が図れるように配慮している。練習室のアップライトピアノ 20 台の老朽化に伴うピアノの入替は終了し、昨年度末にピアノ練習室のリニューアルを行った。部屋内部改装とともに、音楽史上有名な作曲家名を練習室に名づけるなど、学習環境向上につながり、有効に使用されている。教職教養演習室にはグランドピアノ、学生食堂やカフェテリアには電子ピアノを設置しているので、いつでもどこでもピアノの練習ができるよう便宜も図っている。

保育実践実習室には沐浴タブを 6 セットと乳幼児人形 25 体を用意し、学生がより実践的な授業を受けられるように整備されている。

学生の情報技術の向上に関しては、教養教育科目に情報に関する演習科目「コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を置き、基礎的な情報リテラシーを基礎に応用技術の獲得を目指している。また、教職員に関しては、本学のコンピュータ関係の授業を担当する非常勤講師によって、その都度必要に応じてトレーニングを行っている。遠隔授業用の機器導入の際は、設定業者及び情報準備委員会の教員より、機器の使い方等についてのレクチャーを受け、実践的な活用知識を共有した。

技術的資源と設備は、法人本部のコンピュータ技術者指導のもと、見直しを含め、計画的に維持、整備されている。また、本学の図書館情報委員会と情報機器メンテナンス



契約業者、及び福岡キャンパスの情報管理担当職員により適切な状態が保持されている。

本学の学科に見合う技術サービスや支援、施設整備も教育的技術的資源の見直しと配分計画を立て、年次計画で向上をさせている。

教員の個人研究室には、LAN環境が整備されるとともにノートパソコンが1台ずつ貸与され、非常勤講師への貸出用ノートパソコンも用意されているので、授業準備や実際の授業で活用されている。事務職員に関しても一人ひとりにデスクトップパソコンが割り当てられている。インターネット環境では、教職員は各自メールアドレスを持ち、学内のメールでの連絡・報告等、情報交換が行われている。現在は、会議資料等もネットワーク上の共有フォルダで管理し、ペーパーレス化されている。会議前に目を通すことも可能であり、会議の効率化が図られている。全ての教室にプロジェクターを配置し、パソコンを利用した授業が可能で、効率的な講義が実施されている。

パソコン教室にある45台のパソコンをはじめ（パソコン教室配置図）、学内各所がLAN環境にあり、学生が自由に情報収集や授業の予習・復習、課題の作成等に利用されている。また、立体的授業を展開できるアクティブ・ラーニング教室を整備している。

教員はパソコンと各教室に整備されたプロジェクターを活用し、パワーポイントなどの視覚資料で授業を行ったり、クリッカーを使用してフィードバックするなど、学生に分かりやすく効果的な授業を行っている。

今年度は、遠隔授業に関わる環境整備計画に基づき、「令和2年度私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）の補助を受け、関係する機器を導入し、オンライン授業が可能な態勢を整えることができた。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

パソコン教室の学生用パソコンは、OSをWindows10へ更新した際、パソコン本体のメモリを増強して、機器を継続使用しているため、将来的に最新機の導入を検討しなければならない。また、無線LANルータを学内主要箇所に配置し、Wi-Fi環境を整えたが、学生が授業等で一斉にアクセスする場合などは、ネット回線の速度が低下するという脆弱な面があり、このことについても、専用回線の増設等、改善を視野に計画を立てなければならない。このように、ICT環境の整備には本格的に取り組まなければならない事項が多いため、担当委員会である図書館情報委員会より、情報部門を分離させ、情報関係の専門委員会を立ち上げての集中的な審議が求められる。学生に対しては、引き続きインターネットの倫理面に関する情報リテラシー教育の強化と充実が必要である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
  
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学の過去 3 年間にわたる資金収支及び事業活動収支は黒字計上であり、均衡している。

本学の令和 2 年度の事業活動収入は約 4 億 6, 600 万円であり、前年度と比較して約 5, 240 万円（前年度比 112.7%）増加した。一方、事業活動支出は約 4 億 470 万円であり、前年度と比較して約 370 万円（前年度比 100.9%）増加した。この結果、基本金組入前当年度収支差額は約 6, 130 万円の黒字となり、前年度と比較して約 4, 870 万円増加した。

法人全体では、令和 2 年度の事業活動収入は約 37 億 4, 770 万円となり、前年度と比べ、約 2 億 4, 200 万円増加した。令和 2 年度より開始された国の高等教育無償化による授業料減免費等交付金や各種補助金の獲得により、経常費等補助金収入が前年度と比べて約 1 億 6, 740 万円増加したことが収入増の大きな要因となった。

貸借対照表の状況については、固定比率は 95.5%と前年度に比べ下降し、全国平均 98.7%（私学事業団「今日の私学財政令和 2 年度版」【医歯系除く大学法人】）を下回っている。また固定長期適合率は 89.2%と全国平均 91.5%を下回っている。流動比率については、支払資金が約 3 億 2, 970 万円増加したことにより 201.2%と上昇した。

本学の財政は、収入、支出ともに学園全体の 10%強であるが、収支の健全さが学園に貢献している。このように本学の存続を可能とする財政を維持している。

退職給与引当金は、平成 23 年 2 月 17 日付「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（22 高私参第 11 号）が発出される以前より期末要支給額の 100%を基に加減調整した金額を計上しており、目的どおりに引き当てられている。

資産運用については、「学校法人純真学園資産運用に関する取扱い基準」を整備しており、運用は規程に従って元本返還が確実な方法で行っている。

教育研究経費比率（教育研究経費 160, 757 千円/経常収入 459, 180 千円 \* 100）は 35.0%であり、日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』令和 2 年度版の「令和元年度財務比率表（規模別）－短期大学部門－」（p. 621）によると、同規模の短期大学の全国平均は 34.4%であるが、本学の比率は全国平均を上回っている。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は、教育研究の質の向上に資するよう計画的に資金配分を行っている。

本学園は法令に基づき、監事による業務監査、監査法人による会計監査が行われ、その結果については、本学の学長・学科長・事務局長に対して監査意見を述べるなど適切に対応している。学園監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、設置校に出向き学校長（理事）と面談し、業務監査を行っている。また財務監査については財務課長から報告を受け、報告書の内容確認、質疑応答、次年度以降の経営基盤の安定に向けての意見交換を行っている。監査法人の監査は、理事長との面談、内部統制の状況と会計処理について行われ、その結果を「監査概要書」にまとめ、監事に報告するとともに意見交換を行っている。

現在、寄付金の募集、学校債の発行は行っていない。

入学定員充足率（令和2年度入学者数158名/入学定員150名\*100）は105.3%、収容定員充足率（在学者数329名/収容定員300名\*100）は109.7%である。いずれも100%を超え、入学定員充足率と収容定員充足率は妥当な水準にある。以上のとおり、収容定員充足率に相応した財務体質を維持していると考えている。

財務資源を毎年度適切に管理していることについては、毎年、短期大学はじめ学園全体の中期計画を基本とし、年度事業計画書に基づき関係部門の意向を集約した形で予算を作成し、3月理事会において決定している。この決定結果は年度事業計画とともに速やかに関係各部門に連絡・指示されている。

毎月の予算執行状況については、財務課経理係より別途予算実績対比表を法人事務局長・理事長の決裁を受け事務局長へ通知している。事務局長はその予実表に基づき、予算と著しくかい離している勘定科目について再精査し、補正予算を財務課経理係へ通知している。経理係はその補正された数値を学園全体の補正予算（案）としてとりまとめ補正予算書として編成している。日常的な出納業務は、規程に則った手続きにより処理されている。法人事務局財務課経理係において日々の出納業務は処理され、定期的に経理責任者及び理事長に報告している。

資産については、専用の管理ソフトを用いて固定資産管理台帳を備えている。資金についても同様の会計ソフトにて処理しており、日時の出納は必ずチェックしており安全かつ適正に管理されている。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。

- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

#### ＜区分 基準Ⅲ-D-2の現状＞

今後18歳人口減少が進む中、短期大学の存続は楽観できるものではないと考えている。このため、本学の将来像はIR委員会・運営委員会・将来構想委員会などで本学の強み・弱みなどを自らで明らかにし、本学の将来構想作成に役立てている。その中で、羽生市という都市部から離れ地理的に不便である地域性から、これを活かし地域の学習センターの役割を担い、幼児から高齢者までを対象とした学びの場（日本版コミュニティカレッジ）を標榜している。また、学生募集状況については今年度も入学定員を上回る学生数を確保できており、学納金収入も比較的安定している。この結果、学納金計画も定員数で策定でき明確なものとなっている。この中で本学の強みのひとつは、教職員の退職などによる入れ替わりもほとんどないことであり、卒業生を含めた学生と教職員のつながりも継続的であることである。このことから近隣高校や住民からの本学への信頼感と安心感が強く、地元からの入学者数も安定に増加している。また、教育面における強みとして、「女子」「こども学科」「小規模（総定員300名）」で「ひとり一人の顔が見える教育」を特徴として打ち出しているが、これは学生募集や授業運営における「強み」として認識している。このため、保護者や高校教員・生徒、さらに就職先からも「安心・安全・信頼」の埼玉純真として高い評価と支持を受け、今年度も入学定員を上回る入学者数を確保し、卒業時にはほぼ100%の学生が資格を活かした保育者として就職を果たしている。一方、弱みは単学科であることと考えている。単学科の良さで本学は発展してきているものの、将来の18歳人口減に対しては複数学科で学生数の確保を図らなければならなくなる時代が来ると考えている。これらについても将来構想委員会、IR推進委員会や運営委員会を中心に客観的な環境分析を行いながら、経営（改善）計画も含めて検討している。

本学教育の充実の大きな要素である人事計画も毎年、定期的に教職員との面談を通して計画的に行い、人件費等の経費面においても適切に行うことができていると考えている。また、学生の学習・教育環境を整えるために施設設備の将来整備計画を立て、年次計画で施設整備を行っている。これも入学生確保と学生満足において重要な要因と考えている。現在、外部資金獲得については卒業生や地域からの寄付を計画しているものの、現状では計画段階で留まったままである。

短期大学の適切な定員管理と経費のバランスも、以上のように入学定員の確保（110%以内）を強く意識し、無駄のない、効率的な経費支出に心を配っている。人件費依存率（人件費/学生納付金）も52%程度で安定的に推移しており、正常に機能している。このため年度予算もそれぞれの委員会委員長をヘッドに委員と事務局員が共に

作成することにより予算執行においても無駄のない、効率的な支出を念頭に行っている。

また、学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有については、学長は教授会（教職員全体会議）において、財務状況について教職員全員に随時伝えると共に、理事会の議題でこれに関する事などについても可能な限り伝えている。また、理事長及び監事を全体教授会に招くことで学園全体の経営状況を伝えている。さらに学長からは各教職員へその都度、経営に関する情報伝達が行われ、それが共有されることで大学運営に対して全教職員が当事者意識を持つことができ、危機意識を共有することに功を奏している。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

ここ数年、入学定員を上回る数を確保できていることから大きな課題はないが、しいて言えば外部からの資金調達ができていることが課題である。令和2年度は前年度から入学者数も安定し、入学定員充足率は前年度の114%に及ばないものの今年度は105%であり、収容定員充足率（在学者数330名）は110%と、いずれも100%を超えている。とはいえども今後も継続的に安定させるための対策も新たに考えておかなければならない。さらに、本学は保育者養成の単科の短期大学であり、こども学科の入学者数の増減が直接財政に大きな影響を及ぼすことが明白である。このためには、教職員ひとり一人が危機意識を持って、今後も継続的に学生を確保のために、さらなる教育の向上に取り組むことができるかが大きな課題である。

また、本学は開学から37年が経過した施設・設備の修理や更新の必要があるため、財源を圧迫しない範囲で、学習・教育研究活動のための環境の向上と施設・設備の安全面からの中・長期にわたる施設・設備の修理・修繕が必要となっていることも課題といえる。

これらの課題解消のため、令和3年度から18歳人口が再び減少することを見据え、教職員の危機意識の共有とさらに積極的な教育活動と学生募集活動の強化が重要となってくると考えている。現在の教職員のほとんどが平成18年、19年に行った「英語コミュニケーション学科」、「乳幼児保育学科第二部」の募集停止後に入職している為、当時の本学の危機的状況を身近に感じられないが、学長が教授会や朝礼、ミーティング、あるいはメール等で、折あるごとに近い将来に備えて、日常から危機意識を持って教育研究活動あるいは業務に取り組むよう意識喚起を行っている。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

本学のような小規模短期大学は学生納付金収入が存亡にかかわる大きな要素と捉え、学生確保を継続的に安定的にしていかなければならないと考えている。このため地域から親しまれ、愛され、支持される短期大学であることを目指した活動を行っている。現在、羽生市内の保育所・幼稚園から小・中・高等学校、本学などの教育機関と羽生市教育委員会で組織する「羽生市学びあい夢プロジェクト」事業を継続している。この事業

を通して広い年齢層の方々に本学に対する理解が深まってきている。ひとつの例として、地域の児童・生徒の学習や見学場所として本学を提供するなどの交流を行なっている。また埼玉県内の教職員に対しての特別支援教育の研究会なども開催することを通して、本学の存在意義を高めることにより、学生募集にも良い影響を与えている。

### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の点検・評価において課題としたのは①安定的な学生数の確保、②納入金の一部値上げの2点である。

- ① については、短大進学者減少傾向の中、昨年度に続き入学定員確保ができ、収容定員充足率も110%となっている。今後も継続的に安定した学生数を確保できるように増加要因を検証していく。
- ② については、令和2年度以降に向けて学納金値上げは社会状況を見ながら検討している。しかし、コロナ感染症の影響もあり、今しばらくは難しい状況といえる。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

近年の18歳人口減少や短大進学率の低下傾向という状況の中で、安定的な学生数確保は変わらず重要課題に位置付けられる。そのために、本学の魅力である教育の質の高さの維持、他大学との差別化を図れるような本学の特色作り、高大連携などをはじめとした高等学校との強固な信頼関係の継続、地域社会への貢献と連携などで本学の評価をいっそう高めていくよう活動を継続していく。

また学納金値上げについても、引き続き社会情勢を確かめながら検討していく。

### 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

#### [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

##### <根拠資料>

- ・ 学校法人純真学園寄附行為
- ・ 理事会議事録[令和2年度]
- ・ 評議員会議事録[令和2年度]
- ・ ウェブサイト「学校法人純真学園（情報公開）」

#### [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

- 
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は平成8年から本学校法人に勤務し、本学校法人を熟知するとともに、『気品』『知性』『奉仕』の精神を備えた者こそが新しい日本の基盤になる」という学園祖福田昌子の建学の精神及び教育理念を継承して、学園の発展に寄与している。

また、理事長は、「学校法人純真学園 寄附行為」第11条に基づき、本学校法人を代表して全ての業務を総理し、保育・幼児教育分野、食物栄養分野、医療分野、健康科学分野及びそれらに関連する領域において活躍できる人材育成の実現に向け、本学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。

理事長は、「学校法人純真学園 寄附行為」第33条の規定に従い毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。なお、令和2年度決算及び事業の実績については、令和3年5月25日の評議員会において報告し、意見を聴取した。

理事会は、「学校法人純真学園 寄附行為」第15条の規定に基づき開催されており、本学校法人全体の経営及び各設置校の運営に関する重要事項について審議する等、学校法人の最高意思決定機関として十分に役割を果たしており、適切に運営されている。

理事会は、「学校法人純真学園 寄附行為」第15条の規定に基づき、学校法人の業務



を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、「学校法人純真学園 寄附行為」第15条の規定に基づき、理事長が招集しており、また、同規定により、理事長が議長を務めている。

一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価に関する報告も理事会において行われ、理事会は第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会では、学園全体及び本学含む各設置校の現状や運営に関わる情報が、内部及び外部理事から報告され、本学の更なる発展に向け学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、「私立学校法」の定める短期大学運営について法的な責任があることを認識しており、本学校法人及び本学の運営に必要な規程を審議している。

理事会は、本学校法人及び本学の運営に必要な規程を以下のとおり整備している。

学校法人純真学園 法人規程一覧表（抜粋、令和3年5月1日現在）

	規程番号	規程名	施行日
	法・101	寄附行為	令和2年4月1日
組織 総務 関係	法・102	組織規程	令和3年4月1日
	法・103	事務組織規則	平成30年2月1日
	法・107	原議規程	平成25年12月1日
	法・108	文書管理規程	平成23年12月6日
	法・109	文書取扱規程	平成23年12月6日
	法・110	公印取扱規程	平成30年2月1日
	法・111	個人情報保護規則	平成30年2月1日
	法・112	情報公開規程	令和2年11月1日
	法・113・1	慶弔見舞規程	平成30年2月1日
	法・113・2	慶弔見舞規程細則	平成28年6月1日
	法・115	公益通報規程	平成30年2月1日
	法・116	寄附行為実施規則	平成28年4月1日
	法・117	個人番号及び特定個人情報取扱規則	平成31年4月1日
	法・118	監事監査規程	平成29年12月1日
法・119	内部監査規程	平成29年4月1日	

埼玉純真短期大学 規程一覧表（令和3年5月1日現在）

	規程番号	規程名	施行日
I 学 則	埼・101	埼玉純真短期大学 学則	令和2年4月1日
授 II 教	埼・201	埼玉純真短期大学 教授会規程	平成28年4月1日
	埼・202	埼玉純真短期大学 委員会規程	平成28年4月1日

埼玉純真短期大学

	埼-203	埼玉純真短期大学 運営委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-204	埼玉純真短期大学 教務委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-205	埼玉純真短期大学 学生委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-206	埼玉純真短期大学 図書館情報委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-207	埼玉純真短期大学 実習指導委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-208	埼玉純真短期大学 進路支援委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-209	埼玉純真短期大学 入試広報委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-210	埼玉純真短期大学 FD&SD 推進委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-211	埼玉純真短期大学 自己点検・評価委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-212	埼玉純真短期大学 外部評価委員会規則	平成 29 年 4 月 1 日
	埼-213	埼玉純真短期大学 教育職員資格審査委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-214	埼玉純真短期大学 IR 推進委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-215	埼玉純真短期大学 カリキュラム検討委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-216	埼玉純真短期大学 将来構想委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-217	埼玉純真短期大学 子ども支援センター委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-218	埼玉純真短期大学 地域連携センター委員会規則	平成 28 年 4 月 1 日
規程・規則等 III 人事に関する	埼-301	埼玉純真短期大学 学長選考規程	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-302	埼玉純真短期大学 客員教授等に関する規程	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-303	埼玉純真短期大学 教育職員選考規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-304	埼玉純真短期大学 特別任用教員規程	令和元年 12 月 1 日
	埼-305	埼玉純真短期大学 部長・委員長等に関する規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-306	埼玉純真短期大学 定年を超える教育職員の採用に関する特例規程	令和 2 年 1 月 1 日
規程・規則等 IV 教学に関する	埼-401	埼玉純真短期大学 こども学科規則	平成 30 年 4 月 1 日
	埼-402	埼玉純真短期大学 科目等履修生規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-403	埼玉純真短期大学 学位規則	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-404	埼玉純真短期大学 履修規程	平成 31 年 4 月 1 日
	埼-405	埼玉純真短期大学 履修規程細則	平成 31 年 4 月 1 日
	埼-406	埼玉純真短期大学 実習資格審査基準	平成 31 年 4 月 1 日
規程・規則等 V 教育研究に関する	埼-501	埼玉純真短期大学 研究論文集規程	令和 3 年 4 月 1 日
	埼-502	埼玉純真短期大学 研究論文集投稿内規	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-503	埼玉純真短期大学 個人研究費使用規程	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-504	埼玉純真短期大学 図書館規程	令和 3 年 4 月 1 日
	埼-505	埼玉純真短期大学 図書館資料除籍に関する内規	平成 28 年 4 月 1 日
	埼-506	埼玉純真短期大学 図書館資料選書基準	平成 28 年 4 月 1 日
規程・規則等 VI に 関 す る 学 生	埼-601	埼玉純真短期大学 授業料及びその他の諸納入金納入規程	平成 31 年 4 月 1 日

埼玉純真短期大学

	埼玉-602	埼玉純真短期大学 入学金免除規程	令和3年4月1日
	埼玉-603	埼玉純真短期大学 福田敏南記念育英学生規程	平成28年4月1日
	埼玉-604	埼玉純真短期大学 外国人留学生受入規程	平成28年4月1日
	埼玉-605	埼玉純真短期大学 外国人留学生特別減免に関する規程	平成30年4月1日
	埼玉-606	埼玉純真短期大学 学生弔慰見舞金規程	平成28年4月1日
	埼玉-607	埼玉純真短期大学 学内自動車駐車場利用規程	平成28年4月1日
	埼玉-608	埼玉純真短期大学 進路支援内規	平成28年4月1日
	埼玉-609	埼玉純真短期大学 学生の懲戒手続に関する内規	平成31年4月1日
	埼玉-610	埼玉純真短期大学 高等教育の修学支援制度による授業料等減免に関する規程	令和3年4月1日
VII 管理運営に関する 規程・規則等	埼玉-700	埼玉純真短期大学 組織規程	平成29年4月1日
	埼玉-701	埼玉純真短期大学 事務組織事務分掌規則	平成28年4月1日
	埼玉-702	埼玉純真短期大学 認証評価に関する規程	令和3年4月1日
	埼玉-703	埼玉純真短期大学 スクールバス運行管理規則	平成28年4月1日
	埼玉-704	埼玉純真短期大学 体育館利用内規	平成28年4月1日
	埼玉-705	埼玉純真短期大学 部室使用内規	平成28年4月1日
VIII その他	埼玉-801	埼玉純真短期大学 競争的資金等の取扱い規程	平成29年4月1日
	埼玉-802	埼玉純真短期大学 競争的資金不正防止部会規程	平成28年4月1日
	埼玉-803	埼玉純真短期大学 競争的資金等にかかる不正調査に関する取り決め	平成28年4月1日
	埼玉-804	埼玉純真短期大学 地域連携の指針	平成28年4月1日
	埼玉-805	埼玉純真短期大学 教育支援特別表彰内規	平成30年7月1日

理事は、「私立学校法」及び「学校法人純真学園 寄附行為」第6条の規定に基づき、現在6名が選任されており、適切に構成されている。

理事は、本学校法人の建学の精神「気品」「知性」「奉仕」を理解し、本学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

「私立学校法」第35条の規定「学校法人には役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならない」に基づき、現在、理事は6人が選任されている。

「学校法人純真学園 寄附行為」第10条第2項第3号に「学校教育法」第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき」には退任しなければならないと規定され、欠格事由の規定を準用している。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップは適切に機能しているが、厳しい社会情勢の中でさらに将来にわたって持続できる学校運営、私学運営を行うための管理運営体制を一層強化していかなければならないことが今後の課題である。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

厳しい社会情勢の中でも持続できる学校運営、私学経営に向け、より一層学園全体で危機意識を共有しつつ学校改革に取り組み、理事長のリーダーシップの下、今後も各部署が協力し合い、P D C A サイクルに基づいて学校を運営し、更なる改善・改革を推進していく。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

- ・ 学生の懲戒内規
- ・ 埼玉純真短期大学学長選考規程
- ・ 教授会議事録 [令和2年度]
- ・ 各委員会議事録
- ・ 教員授業実施心得10章
- ・ 純真短期大学学長選考規程
- ・ 埼玉純真短期大学教授会規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、常に短期大学運営の先頭に立ち、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、理事長とも密に連携をとりながら職務遂行にリーダーシップを発揮している。

現学長の短期大学教職歴は48年を超え、短期大学設置基準第22条の2にあるとおり、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

また、建学の精神に基づく教職員の教育・研究活動の推進にあたっては、研究費や研究日確保など研究・教育環境を整え、「学生に還元できる研究を」をモットーに教育・研究活動を積極的に推進し、本学の向上・充実に向け努力を重ねている。また、毎年度初めに「**教員授業実施心得10章**」を全教職員に配布し、建学の精神に基づく教育研究を推進して本学の向上・充実に努力をしている。

学生に対する懲戒の手続については「学則第50条」の規定に基づき「**学生の懲戒手続きに関する内規**」で手続きを定めている。毎朝のブリーフィングで学生の状況について情報交換を学長以下教職員間で行い、欠席については授業担当教員（常勤・非常勤）よりの報告を集計して常に教員がチェックをし、クラス担当教員が直接相談にあたることなどの学生対応で未然に防ぐ努力をしている。

学長は毎日出勤し、毎朝、各委員会の委員長をはじめとする教員と事務局長・事務局員を含めた教職員によるブリーフィングを行って、教職員間の連携と情報の共有化を密に図り、緊急を要する案件への早急な対応を図ることなど含め、校務をつかさどり、所属職員を統督している。この学長は「**埼玉純真短期大学学長選考規程**」に基づいて選任され、事務室にも席を置き常に教職員からの案件に迅速に対処しながら、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は学則第41条および教授会規程第3条の規定により休業期間を除く、毎月1回の定例教授会を開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

また、学長は教授会を「学生の入学、卒業及び課程の修了・学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて学長が決定するにあたり意見述べるものとする」としている。さらに本学の教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる」機関とも位置づけ、「本学の教学に関する事項を取り扱う重要な機関」としている。さらに、小規模短期大学の特徴を活かし、本学をより良くするための意見交換・情報共有の場とするため教職員全員が参加（拡大方式教授会）できるようにしてい

る。このためこの教授会の開催にあたっては事前に各委員会委員長が議案などの資料を基に、学長へ事前説明を行った後、教職員全員にメールで事前配信し、参加者全員が共通理解のもとに意見を述べられるように配慮をしている。

以上のように、教授会は教授会規程に基づき開催され、学長は学則に則り、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与について教授会の意見を聴取した上で決定している。また、教育研究に関する重要事項も同様に教授会の意見を聴取したうえで決定している。この**教授会議事録**は毎回記録・整備され、常に教授会のメンバーは閲覧できるようにしている。教授会は本学の教職員参加の意見交換と情報共有の場、意見交換の場として、参加者全員が学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

この教授会の議題は原則的に各委員会から提出されるものとしている。つまり教授会規程において本学の教学運営をスムーズに進行させ、学習成果や学生生活の充実を図り向上させる目的で、**委員会規程**に基づいて委員会を設置し、委員会ごと関係する諸問題を教授会に先立ち検討することで適切に運営している。これらの委員会には学長は可能な限り出席するようにしている。これらの委員会においても、教授会同様それぞれに**委員会議事録**を整備し、教職員は常に確認することができるようにしている。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

現在、学長のリーダーシップについての課題はあまり見当たらないといえる。ただ課題としてあげるならば、学生数の安定的な確保のための高校訪問や実習指導訪問（保育・教育）と担当委員会の多さなどで、多忙を極める教職員の負担軽減が思うようにできていないことである。

委員会についていえば、現在、大学として多種の委員会設置を求められているものの、本学のような小規模短期大学においては教職員数の関係から、教員が3～4委員会を掛け持ちしなければならないなど、委員会運営において困難な問題が横たわっている。この問題には学長はリーダーシップを発揮して積極的・継続的に改善に向けて取り組まなければならないと考えている。授業でも教員8コマ（クラス人数の制限で）を担当する教職員の負担の軽減については、委員会も含めて、検討していかなければならないと考えている。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長はリーダーシップを発揮し、本学の教学運営がスムーズに流れるようにと、毎日出勤し、朝のブリーフィングから事務局内の席に担当授業以外は常駐し執務にあっている。このため、教職員は報告・連絡・相談も随時行うことができ、意志決定も早いことから業務遂行や問題対応が迅速にできている。また、授業に関しても「**教員授業実施心得10章**」を毎年度はじめに常勤・非常勤の全教職員に配布するなど、常に情報共有と提供に心がけ、本学運営にリーダーシップを発揮している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- ・ 学校法人純真学園寄附行為
- ・ 令和2年度監査実施報告
- ・ 評議員会議事録[令和2年度]
- ・ ウェブサイト「学校法人純真学園（情報公開）」  
[http://www.junshin.org/sougou\\_johokokai/](http://www.junshin.org/sougou_johokokai/)

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は、「学校法人純真学園 寄附行為」第5条第1項第2号において定数を「2～3人」と規定しており、現員は3人である。

監事は「学校法人純真学園 寄附行為」第14条に基づき、本学園の業務、財産の状況について適宜監査を行っており、毎年5月には監事による会計監査を行い、財産状況の監査については、主に決算書類、財産目録をもって実施し、それぞれの監査において公認会計士とも連携して意見交換を行っている。また、「私立学校法」第37条第3項の規定に従い、本学園の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は「学校法人純真学園 寄附行為」第14条に基づき監査した、本学園の業務、財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して、議案内容及び審議状況等を確認するとともに必要な意見を述べている。

監事は、「私立学校法」第37条第3項の規定に従い、本学園の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

### <区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は理事長が招集し、定例開催の他、必要に応じ臨時開催され、開催の都度議長を選任している。なお、「私立学校法」第41条第2項に基づき、「学校法人純真学園寄附行為」第18条第2項に評議員定数を「11～17人」と定め、現員が15人であるのに対し、「学校法人純真学園 寄附行為」第5条第1項第1号において理事の定数を「5～8人」と定め、現員が6人であることから、評議員会は理事現員の2倍を超える評議員現員をもって組織している。

評議員会は「私立学校法」第42条及び「学校法人純真学園 寄附行為」第20条の定めに従い、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、収益事業に関する重要事項等、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項について審議し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

### [区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

### <区分 基準IV-C-3の現状>

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」(平成22年文部科学省令第15号)に基づき大学等は公表すべき教育情報の内容が明示され、本学においても公表の主旨を踏まえて、下記の通りウェブサイトに掲載し、広く社会に公表しているとともに学生に修得させる知識及び能力に関する情報を積極的に公表している。

- (1) 教育研究上の基礎的な情報
  - ・学科ごとの名称及び教育研究上の目的
  - ・専任教員数
  - ・校地・校舎等の施設その他学生の教育研究環境
  - ・授業料、入学料その他大学が徴収する費用
- (2) 修学上の情報等
  - ・教員組織、各教員が有する学位及び業績
  - ・入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就職者数
  - ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
  - ・学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準
  - ・学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
  - ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報



(3) 財務情報

- ・前年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書

(4) 上記以外の情報で、分かりやすく加工した情報

- ・教育研究上の情報
- ・財務情報

本学園のウェブサイト上で決算の概要を付した資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表のほか、監事監査報告書、財産目録、および事業報告書を掲載し、社会一般に対する情報公開を行っている。

また私立学校法の定めに基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事監査報告書を本学園の法人事務局総務課に備え置き、閲覧できるようにし利害関係者からの開示要求に対応することとしている。

**<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>**

現在、特に解決すべき喫緊の課題はなく、今後も学校法人純真学園全体としてのガバナンスがより一層機能するように、理事会と設置校が連携していく必要があり、情報公開にも努めていかなければならない。

**<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>**

本学園の会計処理は、学校法人会計基準及び学内の関連諸規程に基づき、適切に行なっている。今後も引き続き会計処理を適切に実施するとともに、監査法人による外部監査、監事による監査等を通じて、本学園の業務の適正かつ効率的な運営を図っていく。

本報告書作成に携わった「自己点検・評価委員会委員」及び「執筆担当者」

(令和3年 執筆時)

	氏名	役職
総括	藤田 利久	学長
A L O	小澤 和恵	こども学科長 教務部長
委員長	細田 香織	自己点検・評価委員長 FD&SD推進委員長
副委員長	小澤俊太郎	こども学科講師
委員	上原 典子	事務局長
委員	平井 厚志	入試広報委員長・アドバイザー
委員	水野 浩	IR委員長・アドバイザー
委員	金 美珍	こども学科講師
委員	中村 周	事務局係長（進路支援）
委員	大澤 尚子	庶務係
執筆（学生部担当）	高橋 努	学生部長
執筆（進路部担当）	持田 京子	進路支援部長

**令和2年度 自己点検・評価報告書**

発行日 令和3年 12月 20日  
編集 埼玉純真短期大学 自己点検・評価委員会  
印刷 福田印刷所  
発行 埼玉純真短期大学

〒348-0045 埼玉県羽生市下岩瀬 430 番地  
TEL 048-562-0711 (代) FAX 048-562-0715





埼玉純真短期大学